

20th ANNIVERSARY

全標協20周年記念誌



社团
法人 全国道路標識・標示業協会
Japan Contractors Association of Traffic Signs and Lane Markings



全標協20周年記念誌



設立20周年によせ

建設省道路局長

橋本 鋼太郎

全国道路標識・標示業協会が、そのたゆみない努力によりここに設立20周年を迎えるされましたことに、心よりお祝い申し上げます。

顧みますと、貴協会は昭和51年に社団法人として設立され、以来道路標識及び路面標示に関する研究開発並びに技術の向上などを通じ、安全かつ円滑な道路交通環境の実現に貢献されてきたところであります。その活動は、「道路標識ハンドブック」、「路面標示ハンドブック」等の技術図書の編集、発行をはじめ、業界の広報活動の一環としての機関誌「全標協広報」の発行、施工技術の向上を図るための研修会の実施や技能検定制度の導入など多岐にわたり、関係各位の努力にあらためて敬意を表する次第であります。

申すまでもなく、道路標識・標示は道路利用者に目的地あるいは通過地に関する情報を提供したり、運転上注意を要する箇所を表示することにより、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るうえできわめて重要な役割を果たしております。

特に近年は、高齢ドライバーや外国人ドライバーの増加、余暇活動の活発化による移動の長距離化、広域化等に対応して、ドライバーが正しく経路を選択し走行できるよう、誰にでもわかりやすい道路標識の統一的かつ計画的整備を行う必要が高まっております。こうした多様な道路利用者のニーズに応える観点から、建設省では平成7年10月に「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)の改正を行い、シンボルマークによる施設案内や路線番号案内の充実を図りました。

道路標識は、道路と利用者をつなぐ重要なコミュニケーション施設であり、各方面から改善の必要性についての指摘も依然として多いことから、建設省といたしましても、利用者の視点に立った整備、改善について引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、平成8年度は第6次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の初年度に当たります。新計画においては、コミュニティ・ゾーン形成事業として、住居系・商業系地区において通過交通の進入を抑え、地区内のくらしの安全を確保するため、道路管理者によるコミュニティ道

ANNIVERSARY
20th

て

路や歩車共存道路等の面的整備と公安委員会によるゾーン規制等を適切に組み合わせた交通安全対策を推進することとしております。

以上申し上げてきたことから考えましても、貴協会の果たすべき役割は今後ますます重要なものとなることと思われます。

終わりにあたり、道路行政に対する皆様方の一層のご支援とご協力をお願い致しますとともに、貴協会のより一層のご発展を祈念致しまして、私の祝辞とさせていただきます。



社団法人化20周年

警察庁交通局長

田中 節夫

全国道路標識・標示業協会が社団法人となられて20周年を迎えたことを心からお祝い申し上げます。

貴協会が設立された昭和51年4月1日は、第2次交通安全施設等整備事業五箇年計画がスタートした日でもあり、同日に関係法人が発足したことは、まことに意義深いものがあります。以来20年を経過し、協会の基盤も会員が当初の189社から現在500社を超えるまでになり、着実に成長を遂げてこられたことにつきまして、敬意を表する次第であります。

さて、最近の交通を取り巻く状況をみると、交通事故死者数が昭和63年以降8年連続して1万人を超え、特に、高齢化社会の進展に伴い高齢者の交通事故が急増しております。また、交通事故発生件数は依然として増加傾向にある上に、都市部を中心とした交通渋滞の激化、自動車による排気ガス、騒音、振動等の環境問題の悪化等、憂慮すべき課題を抱えております。

また、昨年1月に発生し死者5,000人以上という戦後最大の災害となった阪神・淡路大震災では、緊急通行路の確保をはじめ災害時における交通対策の重要性が認識されたところであり、災害時に対応できる交通管理が必要であります。

このように、道路交通を取り巻く諸状況が大きく変化している中で、新しい時代の到来に備えた、新たな交通対策が求められております。

このような認識に立ち、本年から始まる第6次交通安全施設等整備事業五箇年計画では、

- 高齢者、身障者、学童等といった交通弱者が安心して快適に暮らせるよう新たなゾーン対策を推進する
- 交通管理システムの高度化、情報化、特に新交通管理システム（UTMS）の推進を図る
- 交通需要マネジメントを導入し、自動車交通量の削減や平準化を図り、道路空間の利用効率を高める
- 災害に強い交通管理システムを構築する

をお祝いして

の四つを新たな視点からの重点施策としています。また、これらの交通安全施設につきましては、より高度な交通管理に対応するためにその機能の高度化が求められており、これらの技術的な手法についても積極的な研究開発が必要であると考えられます。

貴協会では、道路標識及び道路標示に関する技術的な諸問題について調査研究、開発などを通じ、理想的な交通社会の実現と、公共の福祉に寄与することを目的としており、これまで、「道路標識ハンドブック」、「路面標示ハンドブック」、「道路標識標示工事標準積算」等の技術図書の編集、発行、また業界の啓蒙活動、親ぼく活動の一つとして「全標協広報」の発行、施工技術の向上を図るための技能検定制度の導入など幅広く業界育成、技術水準のレベルアップを図る等数多くの業務について関係各位の努力に改めて敬意を表する次第であります。

また、この機会に貴協会がこれまでの発展過程を「20年誌」としてまとめられたことは、まことに時宜を得たものと考えております。

貴協会が20年を区切りとして、次のステップへと力強く踏み出そうとしている今日、私共も、貴協会の育成、発展に極力尽力して参る所存であります。

終わりに会員各位のご健勝と協会の益々の発展を祈念いたしまして、私の祝辞とさせていただきます。

顧問



參議院議員
井上 孝



衆議院議員
栗屋 敏信



參議院議員
沓掛 哲男



參議院議員
鈴木 貞敏



(社)新交通管理システム
協会理事長
池田 速雄



住友スリーエム(株)
本部長
安東 久夫



前全標協会長
神宮司 英武



21世紀への新たな

社団
法人 全国道路標識・標示業協会会長
新美 喜久雄

昭和51年4月1日に社団法人 全国道路標識・標示業協会が設立されてから、本年20周年を迎えることになりました。

この間、関係官庁をはじめ関係諸団体から絶大なご指導とご鞭撻を賜り、また会員の皆様からも貴重なご意見と多大のご協力を頂き、お陰様で今日の発展をみるに至りました。

ここに、これまでの関係各位のご尽力に対しまして、衷心より厚く御礼申し上げる次第であります。

顧みれば協会設立当時の我が国経済は、第1次オイルショックの影響により、いわゆる石油不況と言われる厳しい情勢下にあり、その後の経済情勢も必ずしも順調ではありませんでしたが、役員及び会員のたゆまぬ努力と協力により、協会活動は堅実に推移し、創成期の10年を乗り切ることが出来ました。

また、10周年を迎えた昭和61年以降の成長期に当たる10年間は、内需拡大による未曾有の好景気と、その後に続くバブル経済の崩壊による長期的な景気の低迷、加えて経済社会システムの急速な変革など、まさに激動の時代がありました。

このような情勢の中で、当協会は業界発展の原動力となるべく、直面する課題に積極的に取り組み、中小企業近代化促進法に基づく近代化の推進、職業能力開発促進法に基づく路面標示施工技能士制度の導入、あるいは生命共済制度及び厚生年金基金の創設による福利厚生面の充実など、着々とその成果を上げて参りました。

また、当協会が設立された昭和51年は第2次交通安全施設等整備事業五箇年計画の初年度でしたが、爾来、本年の第6次五箇年計画に至るまで、政府においては交通事故の大規模減少を最重要課題として広範にわたる各種の施策を強力に推進されてきたところであります。交通安全事業の一翼を担う当業界においても、これに対応し会員一同、一致団結して交通の安全と円滑に寄与すべく、事業の推進に向けて全力をあげて取り組んできたところであります。

さて、いま我が国は21世紀に向けて大きな歴史的転換期を迎えております。経済社会の多



課題に挑戦

方面にわたり急速な変革が進みつつあり、これまで永いあいだ行われてきた世の中の制度や仕組みが大きく変わろうとしております。

建設産業においては、入札・契約制度の改革や建設市場の国際化の進展等による「新しい競争の時代」を迎えており、我々業界としても認識を新たに、適切な対応を図ることが求められております。

いまや、時代の変革は大きな歴史の流れであり、我々は新しい時代に向けて、直面する課題に果敢に挑戦し、問題の解決を図っていかねばなりません。

このような状況の中で、当協会においては、昨年4月に公表された「建設産業政策大綱」と軌を一にして、「新しい競争の時代」における運営指針として「全標協ビジョン」を策定し、これまでの20年の実績を踏まえつつ、今後さらに着実に発展させていくための主要な施策を示すとともに、21世紀初頭における全標協の将来像を明らかにしたところであります。

今後とも、新しい時代に向けた業界共通の目標として、「全標協ビジョン」の達成を目指し、会員の一層の結束を図り、総力をあげて取り組んで参りたいと考えております。

21世紀に向けた今後の厳しい競争環境を克服して、当業界が長期的な成長を遂げていくためには、事業活動の一層の適正化に努め、技術・技能の向上、経営基盤の安定強化を図り、時代の要請に対応した技術と経営に優れた協会員となることが肝要であります。

来るべき21世紀の30周年に向けて、これら多くの課題に臆することなく挑戦し、これまでの20年の重みを担いつつ、活力と魅力に満ちた明るい業界づくりをめざし、一層の努力を傾注して参る所存でございますので、関係各位の倍旧のご指導とご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げ、20周年を迎えるに当ってのご挨拶いたします。

創立20周年記念祝賀会

創立20周年記念祝賀会

平成8年5月17日、東京都千代田区永田町赤坂東急ホテルにおいて、第21回通常総会終了後17時30分より、創立20周年記念祝賀会が開催された。

ご来賓として警察庁田中交通局長、建設省橋本道路局長(代理木下道路局次長)、参議院議員井上孝先生、参議院議員鈴木貞敏先生、参議院議員沓掛哲男先生その他警察庁交通局、建設省建設経済局、道路局、労働省職業能力開発局等の幹部の方々、また、(財)交通事故総合分析センター、(財)全日本交通安全協会、(財)建設業適正取引

推進機構等各界の方々多数のご臨席を賜り盛大に行われた。

祝賀会は、熊野副会長の司会により開会、はじめに新美会長から全標協ビジョンを中心に施策の推進を図り、公益法人の名に恥じないよう協会活動の一層の充実と発展に努めて参りたい旨の挨拶がなされ、20周年の祝賀会にふさわしい和やかな雰囲気のうち、19時30分盛会裡に終了した。



新美会長挨拶



年記念祝賀

標識・標示業協会



警察庁田中交通局長

年記念祝賀

標識・標示業協会



建設省木下道路局次長



年記念祝賀

路標識・標示業協会



参議院議員井上 孝先生

年記念祝賀

路標識・標示業協会



参議院議員鈴木貞敏先生

年記念祝賀

標識・標示業協会



参議院議員沓掛哲男先生

年記念祝

路標識・標示業協会



(左)全日本交通安全協会今泉理事長

年記念祝

路標識・標示業協会



(右)日本道路協会浅井会長



目 次

祝　　辞

建設省道路局長

祝　　辞

警察庁交通局長

顧　　問

会長挨拶

社団法人 全国道路標識・標示業協会会長

創立20周年記念祝賀会

20年のあゆみ

| | |
|---------|----|
| 歴代会長座談会 | 2 |
| 設立とその背景 | 6 |
| 役員の変遷 | 7 |
| 協会の組織 | 9 |
| 会員の推移 | 9 |
| 賛助会員 | 10 |
| 20年のあゆみ | 11 |

協会活動の充実と発展

| | |
|---------------------|----|
| 委員会の活動 | 19 |
| 講習会・研修会の開催 | 23 |
| 全国道路標識週間の活動 | 24 |
| 路面標示施工技能士制度 | 25 |
| 阪神・淡路大震災と支援活動 | 26 |
| 叙勲・建設大臣表彰 | 27 |
| 優秀施工者建設大臣顕彰(建設マスター) | 28 |
| 陳情・要望 | 29 |

支部の活動

| | |
|-----|----|
| 北海道 | 33 |
| 東 北 | 35 |
| 関 東 | 37 |
| 北 陸 | 39 |
| 中 部 | 41 |
| 関 西 | 43 |
| 中 国 | 45 |
| 四 国 | 47 |
| 九 州 | 49 |
| 沖 縄 | 51 |

資料

| | |
|-----------------|----|
| 全標協ビジョン | 55 |
| 全標協(会員)行動規範 | 63 |
| 全標協厚生年金基金の設立と現況 | 64 |

20年のあゆみ

歴代会長座談会

(社)全国道路標識・標示業協会

| | | |
|-----|--------|--------|
| 出席者 | 初代 会 長 | 岩澤 賢吾 |
| | 二代 会 長 | 雜賀 武 |
| | 三代 会 長 | 神宮司 英武 |
| | 四代 会 長 | 新美 喜久雄 |
| 司 会 | 専務理事 | 小手澤 照二 |



手前左より雜賀、神宮司、新美、岩澤の歴代会長

司会 全標協も満20周年を迎えて、全標協ビジョンの達成を目指し、新たな希望の下に活発に協会活動を進めていますが、今日は「回顧と展望」をテーマに、前段は設立当時の思い出、後段は21世紀へ向けてどう在るべきかを会長として、全標協発展のため、重責を果たされ貴重なご経験をお持ちの皆様から当時の「思い出」なり「ご指導」「ご意見」などを頂ければ幸いです、宜しくお願ひ致します。

岩澤 協会設立当時は、色々苦労もありましたが、何事でもその様なものではないでしょうか、当時雜賀副会長には大変お骨折り願いました。

支部長会議、理事会などではメリット論が強く、何か協同組合と誤解している所が多分にあって閉口しました。協同組合とは根本的に違い、協会活動そのものが、会員の利益に直接繋がるものではないので、その様な誤

解をされたことが、今でも非常に印象に残っていますね。

ただ、年会費を多く払っているからね…(笑い)その見返りくらい何とか、と言うことなのでしょうが、当初の協会運営として、その様な所に先走ると言うことは、誤解を受けるとの考えのもとに、その考え方を強く戒めていたと言う印象が今でもあります。先ずは「協会の権威を向上して」からと。

新美 社団法人の趣旨は、その頃には未だこの業界のなかには理解されていなかった、こういう所に一つのご苦労があった様な気がします、今でもまだ変わりがありませんからね

岩澤 当時役所から会員が少ない事、全国の社団法人としてこの位の人数では困ると言う事で、会員を増やす運動を展開しましたが、この時も苦労しました。

雜賀 あの当時は、会員200を切っていましたからね。

実は協会をつくろうと言ふ話しが出たのは昭和49年の2月です、この時はペイントの材料が主体の会議で、その中に工事業者も一緒にと言うことで私がその世話を仰せつかったが、当時既に道路標識業者だけの協会ができ

ており、これを中心に社団法人化を進め昭和51年に認可を頂いたのですから中々大変でした。

この社団法人の新しい協会の発起人であり、その代表者になって貰う筈の大島司朗さんが亡くなられたので、急速岩澤さんにお願いして事務的問題を取り進めました。警察庁と建設省の両省庁へ通いその指導、指示を頂きながら漸くその認可を頂戴し、新協会がスタートしたのですが、その折り警察庁では各県に支部をとの強い要請がありましたが、最終的には協会の意向をいれ10支部と言うことで収まりました。

こうして誕生した協会ですが、どう育てていけば良いのか考えた末、近代化促進法の中に指定して貰い、その指示に基づいて進めた結果、わりと早く協会としての動きが出来ました。

司会 色々とご苦労があったのですね、任意団体のチャータ・メンバーでもあり副会長やら会長としてお骨折り願った神宮司さんも今までの皆さんのお話を聞かれ、感慨深いものがあると思いますが…。

神宮司 ここに持ってきましたのは、昭和50年6月の協会の広報ですが、ここに通常総会の記事が載っています。いま雑賀さんがお話された故大島会長が挨拶されている写真です、その隣に岩澤さん、雑賀さんの姿が写っています。

当時社団法人認可に向けて色々と案件も多く、苦労したことを思い出します。全標協の歴史を語る時忘れてはならない人ですね。

雑賀会長の後を受けて会長にご推挙頂きましたが、昭和38年任意団体の協会発起人の一人として色々の思い出があり語り尽くせませんが、昭和46年だったと思うのですが私の発案で協会に教育委員会が設置されることにな



岩澤初代会長

り、その第1回の研修会を103名の参加者を集めて開催しました。この時の講師には、警察庁交通規制課理事官（後に警察庁の長官官房長）小池康雄さん・建設省道路局企画課専門官（後に都市局技術参事官）松下勝二



雑賀二代会長

さん・建設省道路局企画課専門官（後に建設事務次官）三谷浩さんをお願いし有意義に終了することができました。

これをきっかけに毎年この様な講習会が行われ、これが各支部毎の研修会に発展し今日まで続いていることが、私にとっては大変嬉しいことであり、また心強いこともあります。

先程、岩澤さんから会員のメリットのお話がありましたがね。私はこのお話を聞きながら故大島会長の言葉を思い出しておりました。

大島さんは『協会の運営は決して生易しい事ではない、内からも外からも絶えず批判の目が注がれ、うまくいって当たり前、まずは会員の不平不満の集中攻撃をうけ、運営が悪いからこうなったと唄い付かれる、これを歯牙にも掛けずに信ずるところに業界をもって行く信念と熱意が無ければ、到底その運営など出来るものではない』と言われました。会長を務めてこの言葉の重さが良く分かりました。

私のときの重要引き継ぎ事項は、路面標示技能士を建設業法上の有資格者とすること、労災保険料率を引き下げる、また建設業関係をとりまく独禁法違反事案の発生など業界を巡る大きな問題など解決を急がれるものがありました。労災保険料率は何とか解決をしましたが後は新美会長に引き継いでしまいました。新美会長、是非共、会員の永年の念願を果たせるよう頑張って下さい。

新美 今、お三方から色々とご苦労されたお話を伺がいながら、責務の重さを痛感致しております。私が協会発足の時に中部の代表として常任理事に選ばれたのですが、このお三方が業界を一本化しようと、協会づくりに熱意を注いでおられたことに感銘を深くしておりました。

この全標協も20年の道を歩いて来ました、正に成人を

迎えた訳ですが、発足から10年間はある意味では大変恵まれた環境にあったと言えるでしょう。

交通事故は経済の急昇に比例して増え、この増加と共に交通安全施設を整備しなければならない、当然行政官

府も最重点施策としてこれを取り上げて来られました、私が副会長の大役を仰せつけられた頃は高度成長期、しかもバブル時代の出発点でした。

平成になって世の中は大きく変わりました。建設業自体も独禁法問題、公共投資事業の中身や、その効果など、流れや見方が非常に変わってきましたね…

司会 雜賀会長の時に全標協厚生年金基金を発足させましたね。

雑賀 そうです、基金が出来たのは平成2年です、その2～3年前から理事会でこれの必要をお話していましたが、一番先に賛同してくれたのが中部でしたよ。最初の許可基準の目標は5,000名だったのが許可直前に5,500名となり大慌てをしましたが、とりあえず5,300名で行くことにしました。この基金は会員会社の従業員にとって大変な意義があり喜ばれており、私はこれを導入して良かったなあと思っております。

司会 そろそろ時間も進んで参りました。結論として21世紀に向って「全標協」はどうあるべきかをお話頂きたいと思います。

岩澤 組織運営から離れて大変永くなりましたが、適切なお話を出来ませんが、この「全標協ビジョン」を拝見し意を強く致しております。これを基本に、単なる台本に終わらせずに、強固な魅力ある協会を目指して会員の皆さん頑張って頂きたいと思います、魅力あると言うと極めて抽象的ですが…。

雑賀 ご存じの通り、いわゆる科学、技術の進歩によって産業体系が大きく変わってきました。警察の分野になるのでしょうか、車がどこを走っているんだと言うことを、車自身が分からなければいけない、カーナビゲーションが今非常に進歩し普及しつつあります、これが完備



神宮司三代会長

したときには事故が皆無になるとおもうと、オーバーかも知れないが、いずれはそうなって欲しい。

こんなことを私は期待しているのだが…。我々の会員にはカーナビゲーションをやると

いうような場合には電気の資格がないじゃないかと言われるでしょう。これらについて積極的に勉強し、キロポストとか、カーナビゲーションに相俟って道路の交通網の完備を期していきたいものです、要は会員に先を見て勉強して貰いたいということですね。

神宮司 100年の大計を考えるとき、今まで技術開発とか研究とか色々と問題提起されましたね、だからいずれも他力本願が多いと思います。

協会に3～5名の専門技術者を入れ指導的立場にならなければいけません。

いま景観や環境整備問題が盛んにいわれておりますが、この事に対応できる芸術的センスのあるデザイナーなんかも必要ではないでしょうか。

平成7年に65才以上の交通事故による死者が全体の30%に達したと言われておりますが、この様に、高齢者社会がどんどん進む中で、我々業界で何が出来、何がそのニーズに応えることなのかを真剣に考え研究して貰いたいものですね。

新美 先輩の各会長からいろいろと全標協のあるべき姿や進むべき方向について貴重なアドバイスをいただきました。これからも将来に向けて流れは続き、しかも交通安全の問題にはこれで終りという終点はありません。その流れの中間通過点に立っての一時代の会長として、現在、当協会を取り巻く諸情勢の中で内外ともに解決すべき多くの課題に取り組んでおります。例えば、経審制度が改革されましたので、技術力や経営力が重視される発注制度に対応して、技術・技能の研修や積算能力の講習に力を入れたり、過去長年の懸案事項であった路面標示施工技能士の業法上の資格をなんとか実現すべく努力しています。また、福利厚生面の充実や目前に迫った時短への



新美四代会長

対応に力を注いでいます。

それとともに、全標準協議会につきましては、新しい建設産業政策大綱の趣旨を踏まえて、私としては20年にわたるこれまでの社団法人としての成果のうえに立って、21世紀を展望した全標準協約あるべき姿を描きながら、21世紀への助走として重点となる施策や事業活動を展開しております。

また、平成8年度からスタートする第6次交通安全施設等整備事業五箇年計画に焦点を合わせて例えばコミュニティ・ゾーン対策に業界としても積極的に協力参加したり、安心と快適を実現するインテリジェントな道路交通に参画していくためにUTMSとかITSといった高度な道路交通システムの実用化の時代に備えてこれから標識・標示の高度化はいかにあるべきか、いかにその維持管理の合理化を図るべきかなどについて、将来を見通して調査研究しようということでビジョンの重点施策として産・学・官の共同研究の形で、5か年計画で進めております。



小手澤専務理事

多少の時間はかかると思いますが、中期計画としてこのビジョンを会員の皆様の協力のもとに形あるものにしていくつもりです。

なお、歩行者にとって便利で歩きやすいネットワークづくりということが建設省の第6次特定交通安全施設の5箇年計画でもいわれておりますが、これらを含めた景観を重視した社会のニーズに対して私ども業界として少しでもやれるものがあったら、そういう分野の技術者の方々の賛同や応援を得まして、出来るかぎり前向きに取り組んでいくとか、既にその職種に携わっておられる会員にとって誇りになれるような協会を目指して行きたいと思いますので、今後とも先輩の皆さんに置かれましては、お気付きの点がございましたら、御指導を頂きたいと思いますので宜しくお願い致します。

司会 本日は長時間にわたって貴重なお話を頂きありがとうございました、以上で座談会を終了させていただきます。

(注)

この座談会は概ね2時間余にわたりご出席の皆さんのご熱心な貴重なお話を頂戴致しましたが、限られた誌面のため全文が記載できず、ご発言者に誠に失礼を申し上げました事をご容赦くださいますようお詫び申し上げます。

全標準協約20年史座談会

設立とその背景

昭和38年に東京オリンピックの開催を翌年に控え、道路標識の整理・統一を図るため、標識令の抜本的な改正が行なわれたのを契機に、道路標識に携わる同業者のあいだから全国的な組織を結成しようという強い要望が起り、また当局の賛意もあって昭和38年5月27日関係有志が相集って、全国道路標識業協会(仮称)の設立にあたっての準備にとりかかり、全国的に24名の発起人を選んだ。

昭和38年8月26日熱海観光ホテルにおいて創立総会を開催し、会長に大島司朗氏を選出した。

その後、大島会長を中心に事業活動を推進し、昭和39年には東京で開催された世界道路会議(IRF)にも参加し、とくにIRF主催の道路標識セミナーへの協賛は、道路標識の重要性が広く一般に認識されるに至り協会の存在も高く評価された。

以上の経過をたどり、当協会は着実に実績を積み重ね、昭和49年の通常総会において社団法人の設立の申請をす

ること及び協会名を全国道路標識・標示業協会に変更することを決議し、発起人の事務代表として雑賀 武氏が法人設立申請の準備にかかった。一方、道路標示工事業者も全国的な協会に相当する組織を設立しようとしている時期で、その世話人の代表が雑賀・西川・長の三氏であった。

昭和50年9月に有志という立場で上述の世話人から、道路標示工事業者より貴協会に合流して法人化を促進したい旨の申し出があった。当協会はこの申し出を理事会にかけ受け入れを決し、10月11日付けで規則の変更及び50年度の収支予算の変更を決議し、法人化の許可申請手続きを促進することになった。

そして、昭和51年2月24日付けで、社団法人全国道路標識・標示業協会設立許可申請書を内閣総理大臣及び建設大臣宛に提出し、26日に受理され、4月1日両大臣より民法第34条の規定に基づく許可書を受領し、社団法人として正式に発足した。

設立当時の想い出

昭和38年、東京オリンピックを翌年に控え、道路標識も国際化に向け大きく変わろうとしていることが契機となり、又当時の企業者個々の能力では、これから急速に発達する道路に対応する標識を研究、開発することの不安もあり、且、関係行政当局のご指導、ご協力を得なければ将来の発展も望まれぬことから「全国道路標識業協会」を設立するに至った。設立時に極めて幸運であった事は当時(現)日本道路建設業協会の専務理事の職にあった大島司朗さんを会長に、又全国道路利用者会議の事務局次長であった中郡忠彦さんを事務局長、後に理事として就任いただけた事であります。ご両人共その職務を通して広い人脈と、協会運営についての深い実務経験があったので発足当初から協会活動を始めることができた。尚この時の会員数は北海道から九州まで合計34社であった。会員数は少なかったが、創生期とあって執行部に会員全員が旺盛な意欲をもって協力し、8月26日に創立総会を開催し、9月には中央官庁に設立挨拶、全国に1600通の挨拶状発送、10月には官民懇談会を官側、建設省、日本道路公団、首都高速道路公団、警察庁、科学警察研究所、警視庁の方々と行なった。この時協会に寄せられた案件は、1、標識板、及その建植方法の仕様書作成(警察庁、首都高) 2、標識板設置要項作成中に付協力要請(警察庁) 3、標識板の種類毎の耐用年数の決定(建設省、警察庁他) 4、上記に得られたる結論を資料として全国の警察に指示して購買仕様の統一を計りたい。5、標識関係の図書出版に協力する(以上2項警察庁) 6、その他

標識関係諸般について協会の協力を得て改良したいもの多数ある故一日も早く事業活動を開始されたい、官側も全面的に協力援助を惜しまない等の要望、ご意見があり、極めて友好裡に会議を終了した。協会からの出席者は会長、副会長、関東地区理事であった。次に昭和39年より協会設立挨拶と、会員の優先指名方陳情に会員が手分けして全国の役所に行きましたが、たまたま新潟県を受持った伊東、八巻、家守の3氏が新潟駅前の鮒店にて昼食中に新潟地震(6月16日、死者26人、家屋全壊2000戸)に遭遇、即3名で県庁の屋上に避難、思わず災害で陳情をお見舞に変更、当然乍ら役所の担当者は余りにも早い東京からの見舞客に驚いていたが、道路は冠水の為、素足のまま駅まで行ったところ、なんと東京から乗ってきた車輛に陸げたが落下、九死に一生を得た陳情行であったとの報告を受けた。お陰で鉄道は止まり市外にやっと旅館をみつけ2泊する羽目になった。協会活動陳情余話。その他、初期の小さい組織であり乍ら活発な事業活動を行った事は別項の年表にありますか、折にふれ思い出すのは、情熱をもって協会の基礎固めに多大な貢献をされた大島会長さんが社団法人認可直前に急逝された事であります。ここに謹んで故人のご冥福をお祈り申し上げます。

顧問 神宮司 英武

役員の変遷

会長 副会長 専務理事 常務理事 常任理事

| 氏名 | 昭和51年 4月16日選任 | 昭和52年 5月20日選任 | 昭和54年 5月17日選任 | 昭和56年 5月20日選任 | 昭和56年 9月28日選任 | 昭和57年 5月18日選任 | 昭和58年 5月13日選任 | 昭和60年 5月21日選任 | 昭和62年 5月21日選任 | 昭和63年 5月20日選任 | 平成元年 5月13日選任 | 平成3年 5月22日選任 | 平成4年 5月20日選任 | 平成5年 5月20日選任 | 平成7年 5月13日選任 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 新美喜久雄 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 熊野志郎 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林 魁三郎 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本杉貞夫 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 柳井洋藏 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小手澤照二 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甚内晃二 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 佐藤博美 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 久保田寛一 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川本充彦 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前山義彦 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山本繁夫 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山本舜一 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堀竹治 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中村清夫 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 永澤弘三 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 藤井邦三 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 妻藤昭郎 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 瀬能三郎 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新島満 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木谷昭雄 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平野好英 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 落合忠廣 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金井忠昭 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 比嘉嘉昭 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 清水修一 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 毛利光男 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岩澤賢吾 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雜賀武賢 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 舟橋明 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 菊池和平 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 深沢志津雄 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 桑山義朋 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 野原吉弘 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 染谷行夫 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 畠中実三 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長義則 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮本誠 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岩佐文人 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内藤真作 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小西孝男 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福島善之助 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮川勇 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手島秀義 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 星野泰助 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 隈部明 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神宮司英武 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮村泰泰 | | | | | | | | | | | | | | | |

理事監事

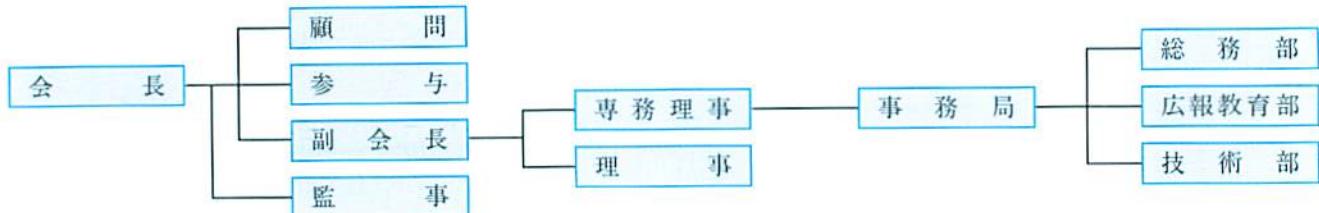
| 氏名 | 昭和51年 4月16日選任 | 昭和52年 5月20日選任 | 昭和54年 5月17日選任 | 昭和56年 5月20日選任 | 昭和56年 9月28日選任 | 昭和57年 5月18日選任 | 昭和58年 5月13日選任 | 昭和60年 5月21日選任 | 昭和62年 5月21日選任 | 昭和63年 5月20日選任 | 平成元年 5月19日選任 | 平成3年 5月22日選任 | 平成4年 5月20日選任 | 平成5年 5月20日選任 | 平成7年 5月13日選任 |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 雜賀 善吉 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 桑山 昌義 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 佐藤 郁男 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 井内 力 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 渡邊 時安 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 森本 一男 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大野 重憲 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岩澤 顯司 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 近藤 友廣 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金井 敏夫 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副島 次夫 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岡部 恵次 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山田 進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 渢谷 敏郎 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 清水 一好 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平野 三好 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 早戸 幸夫 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東居 德作 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 武吉 幸栄 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 佐藤 徹 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 矢野 春吉 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西川 勇政 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三瓶 信 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東 裕 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西田 一操 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 八條 男治 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横田 正治 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 近藤 國昌 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中脇 三雄 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人見 雄 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堀野 克洋 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山下 鉄洋 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 片岡 軌夫 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮城 一郎 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神田 順三郎 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 桑山 義朗 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 越後 次郎 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮竹 彦彦 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 永島 政収 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今別府 英男 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新目 晴三 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 末岡 力 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山里 智永 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 伊東 雄祐 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 樹野 喜代司 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 與那嶺 健和 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 伊藤 道男 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 清水 孝兼 | | | | | | | | | | | | | | | |

(注)昭和56年9月28日選任時より從来の常務理事を常任理事に変更。昭和57年5月18日常務理事佐藤年春を選任。

協会の組織

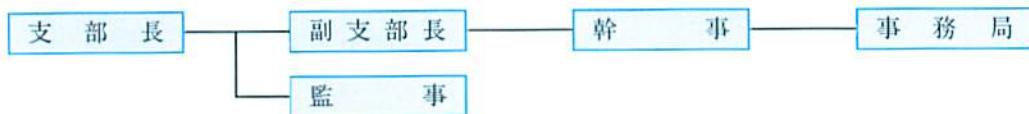
本 部

平成8年4月1日現在の組織

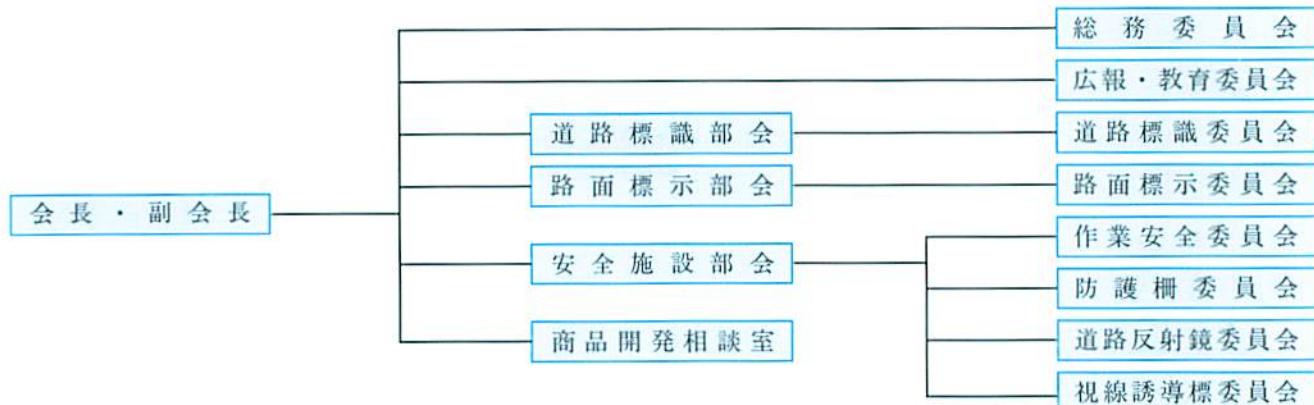


支 部

平成8年4月1日現在の全国10支部の組織



部会・委員会構成



会員数の推移

協会20年間の会員数の推移

| 年月日 会員別 | 51.4.1 | 52.4.1 | 53.4.1 | 54.4.1 | 55.4.1 | 56.4.1 | 57.4.1 | 58.4.1 | 59.4.1 | 60.4.1 | 61.3.31 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 正会員 | 189 | 243 | 295 | 317 | 356 | 365 | 388 | 398 | 409 | 410 | 423 |
| 支部会員 | 不明 | 77 | 86 | 87 | 93 | 94 | 93 | 90 | 88 | 88 | 87 |
| 賛助会員 | 4 | 5 | 11 | 14 | 16 | 16 | 15 | 16 | 16 | 16 | 15 |
| 計 | 193 | 325 | 392 | 418 | 465 | 475 | 496 | 504 | 513 | 514 | 525 |

| 年月日 会員別 | 62.3.31 | 63.3.31 | H1.3.31 | H2.3.31 | H3.3.31 | H4.3.31 | H5.3.31 | H6.3.31 | H7.3.31 | H8.3.31 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正会員 | 431 | 437 | 455 | 465 | 476 | 477 | 489 | 494 | 516 | 523 |
| 支部会員 | 86 | 86 | 87 | 91 | 91 | 92 | 92 | 93 | 90 | 86 |
| 賛助会員 | 14 | 14 | 13 | 13 | 13 | 13 | 14 | 14 | 14 | 15 |
| 計 | 531 | 537 | 555 | 569 | 580 | 582 | 595 | 601 | 620 | 624 |

各支部一覧表

| 支 部 | 支 部 長 | 副支 部 長 | 事 務 局 所 在 地 | 県 协 会 長 |
|-------|---------|--|-------------------------------------|--|
| 北 海 道 | 甚 内 晃 二 | 近 藤 努 | 〒060 札幌市中央区大通り西5-8 昭和ビル7階 | 北海道 甚内 晃二 (支部長) |
| 東 北 | 佐 藤 博 美 | 越 後 次 朗 永 泽 弘 夫 | 〒980 仙台市青葉区花京院2-1-11 プレシーザ仙台ビル2階 | 青 森 武 内 正 夫 宮 城 越 後 次 朗 山 形 新 目 晴 三 茨 城 小 又 稲 群 馬 野 中 勝 之 千 葉 石 塚 正 洋 神 奈 川 細 井 孝 一 長 野 富 沢 進 |
| 関 東 | 久 保 田 宽 | 永 盛 公 二 清 水 修 一 中 井 正 治 島 根 恒 範 | 〒102 東京都千代田区麹町4-2-6 第2泉商事ビル2階 | 岩 手 斎 藤 昭 夫 秋 田 中 村 浩 福 島 宍 戸 一 男 栃 木 宇 都 宮 誠 埼 玉 阿 野 昭 三 郎 東 京 深 澤 知 彦 山 梨 三 井 栄 利 |
| 北 陸 | 川 本 元 充 | 木 谷 外 満 清 水 孝 兼 | 〒939 富山市根塚町279 VTECビル2階 | 新 潟 清 水 孝 兼 石 川 木 谷 外 満 |
| 中 部 | 前 山 義 彦 | 丸 山 輝 城 毛 利 光 男 渡 边 一 三 | 〒460 名古屋市中区栄5-16-16 本多ビル3階 | 岐 阜 丸 山 輝 城 愛 知 鈴 村 一 夫 福 井 木 村 清 美 京 都 小 倉 権 兵 庫 八 島 邦 敏 鳥 取 西 埼 獻 岡 山 山 本 肇 一 山 口 落 合 英 雄 |
| 関 西 | 平 野 好 昭 | 佐 竹 弘 三 田 村 雅 宏 小 倉 権 | 〒541 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル406 | 静 岡 太 田 国 男 三 重 山 中 博 樹 滋 賀 吉 岡 勝 巳 大 阪 府 板 垣 健 奈 良 石 田 久 雄 島 根 早 戸 邦 夫 広 島 八 篠 勝 治 |
| 中 国 | 落 合 英 雄 | 小 川 章 之 宮 川 裕 正 | 〒731-01 広島市安佐南区大町西 3-11-42 宮川ビル内 | |
| 四 国 | 林 麒 三 郎 | 井 手 清 一 松 本 通 雄 川添眞里子 | 〒760 高松市松福町2-15-24 香川県土木建設会館3階 | 徳 島 川 添 真 里 子 愛 媛 林 麒 三 郎 福 岡 鶯 坂 鐵 也 熊 本 荒 木 茂 则 宮 晴 浜 口 一 繁 |
| 九 州 | 金 井 忠 廣 | 岡 枝 英 樹 | 〒812 福岡市博多区博多駅前1-19-3 博多小松ビル3階 | 香 川 松 本 通 雄 高 知 井 手 清 一 長 崎 友 田 修 大 分 河 上 博 喜 鹿 児 島 今 別 府 英 男 |
| 沖 縄 | 比 嘉 雅 昭 | 中 村 敏 宏 | 〒903-01 沖縄県中頭郡西原町字我謝776 | 沖 縄 比 嘉 雅 昭 (支部長) |

賛助会員

| 会 員 名 | 郵便番号 | 所 在 地 |
|--|------|------------------------------|
| イ ワ ブ チ ケ 株 | 105 | 東京都港区虎ノ門1-22-12 SVAX-TSビル3階 |
| (株)大蔵製作所 | 116 | 東京都荒川区荒川5-4-6 |
| 京セラ(株)烏丸事業所 ソーラーエネルギー事業部 | 600 | 京都市下京区烏丸仏光寺下ル大政所町680 |
| 光洋自動車工業株 | 556 | 大阪市浪速区立葉町1-3-13 |
| 住友スリーエム株 反射材製品事業部 | 158 | 東京都世田谷区玉川台2-33-1 |
| (社)全国交通安全母の会連合 | 113 | 東京都文京区本駒込2-27-15 住友海上本駒込ビル |
| (株)東洋内燃機工業社 | 216 | 神奈川県川崎市宮前区神木本町2-20-1 |
| 道路反射鏡協会 | 221 | 神奈川県横浜市神奈川区羽沢町676-5 |
| 日本ガラスビーズ協会 | 153 | 東京都目黒区目黒3-9-1 目黒須田ビル |
| 日本道路標識柱工業会 | 100 | 東京都千代田区有楽町1-10-1 ヨシモトボール(株)内 |
| 日本メクトロン株 | 105 | 東京都港区芝大門1-12-15 |
| 古河電気工業株 軽金属事業本部 エンジニアリング部アーバン事業部 | 101 | 東京都千代田区神田須田町2-3 須田町ウェルデビル |
| 平和生命保険(株)法人営業部 | 160 | 東京都新宿区西新宿3-9-2 |
| 三井石油化学工業株 | 100 | 東京都千代田区霞ヶ関3-2-5 霞ヶ関ビル20階 |
| 路面標示材協会 | 101 | 東京都千代田区神田佐久間町2-13 深津ビル |

20年のあゆみ

全協の動き

社会の動き

1976(昭和 51)年

- 2月 本協会の創始者で、業界の育成に努力された会長大島司朗氏逝去。5日、東京都千日公会堂で协会葬を挙行。会長に岩澤賢吾氏就任。社団法人化についての設立許可申請。
- 4月 内閣総理大臣、建設大臣の許可により、「社団法人全国道路標識標準化協会」を設立。4月1日を創立記念日と定める。社団法人設立に伴い16日臨時総会を開催し当面の懸案事項の審議、役員の選任、会長及び副会長の承認を行う。
- 5月 第1回通常総会。(18日)、協会規則、支部運営方針などを定める。
- 9月 支部の組織化終る。全国10支部の設置を下旬に終る。
- 11月 事務局移転。事務所を千代田区霞が関3丁目3番3号「尚友会館」から、同区麹町4丁目5番地「第7麹町ビル」に移転し、本部事務局体制の強化を図る。

- 4月 第2次交通安全施設等整備事業五箇年計画発足
- 5月 昭和50年代前期経済計画
- 8月 自動車保有台数3000万台突破
- 12月 福田内閣発足
交通事故死者18年ぶりに1万人を割る(9734人)

1977(昭和 52)年

- 5月 正会員数250名となり、当初の目標に達する。定款の一部変更。役員の資格に関する定款の一部変更及びこれに伴う協会規則の一部改正。
- 9月 交通安全フェア(第一回)に協力賛助すると共に、標識標準に関する出展を行う。(以後毎年継続)
- 10月 世界道路会議"IRF"(第8回)がわが国で初めて行われ、これに協賛、参加。
- 11月 降雪地道路標示研究会(警察庁関係)に参加し、調査に協力。

- 1月 米大統領にカーター就任
- 9月 総理府が交通安全フェア開催(以降、毎年実施)
- 10月 IRF 第8回世界道路会議東京大会開催(ホテルニューオータニ。76カ国1445名、国内1355名)
- 11月 第3次全国総合開発計画

1978(昭和 53)年

- 1月 「道路標識標準工事の積算」(初版)を刊行。これにより、従来の「道路標識標準価格表」を廃止。
- 2月 「道路標識構造の耐久性に関する調査研究」(警察庁関係)に参加。
- 3月 警察庁の「路面標示黄色」の実地試験に協力。会員章を制定。
- 4月 警察庁の依頼を受け「道路標識標準色見本」を作成。「協会概要」初版発行。(以後2年ごとに発行)
- 5月 全協生命共済制度を導入し、会員相互の福利厚生を図る。
- 7月 沖縄県交通方法変更の作業に沖縄支部が全面協力し、その成功に対して総理府より受賞。(7月30日切替え実施)
- 8月 正会員数300名を超える。
- 9月 「自転車横断帯シンボルマーク原寸図」を警察庁の依頼により作成。九州支部事務局の開設。常駐事務局は北海道、中部、関西、九州の4支部となる。
- 12月 道路標識耐久性調査を、警察庁科学警察研究所より受託。

- 1月 伊豆半島地震発生(死者25人)
- 5月 新東京国際空港(成田)開港
- 6月 宮城県沖地震(M7.5。死者28人。東北自動車道に被害発生)
- 7月 沖縄県の交通方法変更実施(車の右側通行を左側通行に)
- 8月 日中平和友好条約調印
- 9月 経済対策閣僚会議、総合経済対策を決定
- 12月 大平内閣発足

1979(昭和 54)年

- 1月 降雪地道路標示試験(警察庁関係)に協力。
- 5月 功労者の表彰。総会を機に、本協会業務又は道路標識・標示事業に貢献した本協会員等の表彰。(以後毎年継続)会長に雜賀武氏就任。前会長・岩澤賢吾氏顧問に就任。
- 10月 元請・下請関係の合理化を推進するため「下請契約約款」を制定。「日本道路会議」(隔年開催)に協賛、参加し、標識・標示等の交通安全施設に関する技術の向上を図る。(以後毎回継続)「道路標識週間」(建設省関係)に際して、ポスターを作成、標識の普及啓蒙に努める。(以後毎年継続)
- 11月 標識・標示工事における安全費の計上を建設省、警察庁に陳情。
- 12月 中小企業近代化促進法の適用。(政令第300号)"近促法"に基づく指定業種に「道路標識又は道路標示の設置工事業」が指定され、当協会が近代化の推進母体となる。

- 1月 國際石油資本(メジャー)が対日原油供給の削減通告
※第2次石油ショック
- 6月 運転免許取得者4000万人突破(うち女性27.2%)
第5回先進国首脳会議(東京サミット)開催
- 7月 東名日本坂トンネル内車両炎上
多重事故発生(死者7人焼失車両103台)
- 8月 公取委「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」策定
- 10月 総人口1億1613万人
※昭和生まれが80.2%
高速道路2500kmをこえる。

全標協の動き

社会の動き

1980(昭和 55)年

- 5月 「路面標示・道路標識工事の技術・技能研修テキスト」刊行。
- 7月 「耐候性試験用・路側標識柱製作」業務を建設省土木研究所より受託。
- 8月 「業態調査」実施。“近促法”に基づく近代化計画策定に資するため、大規模な業態調査を実施。
- 12月 「道路標識の耐久性に関する現地調査」業務を建設省土木調査研究所より受託し、青森・茨城・鹿児島県において実地調査を行う。
「道路反射鏡の見え方試験」業務を建設省土木研究所より受託し、土研構内において実験を実施。

- 3月 世界同時不況はじまる（昭和58年2月まで36ヶ月）
- 6月 衆参両院同時選挙
- 7月 鈴木内閣発足
- 9月 イラン・イラクが全面戦争へ
- 12月 交通事故死者数8760人となり10年ぶりに増加

1981(昭和 56)年

- 1月 世界道路標識展（西ドイツ・エッセン市で開催）に我が国の標識を出し、世界に紹介する。
- 3月 常設委員会増設。道路反射鏡・視線誘導標・防護柵・カラー塗装委員会を新設し、広く交通安全施設に関する研究開発、技術の向上を図る。
建設省「道路標識・道路標示設置工事業の近代化計画」を告示。
機関紙「全国標識標示広報」廃刊。
- 4月 支部事務局の整備。東北支部事務局を開設。
- 6月 機関誌「全標協広報」第1号刊行。（以後毎月15日発行）
- 7月 事務局移転。本部事務局を千代田区麹町4丁目5番地・第7麹町ビルから同町4丁目2番地6・第二泉商事ビルへ移転。
- 9月 「区画線の耐久性に関する解析」業務を建設省土木研究所より受託。
臨時総会開催。定款一部変更、専務理事の交替を議決。
「道路標識板製作要領」を刊行し製作方法の標準化を図る。
- 11月 定款の一部変更。役員数、役員の種別の変更等について主務官庁の認可を得る。
道路反射鏡に関するアンケート調査を実施。

- 1月 米大統領にレーガン就任
- 4月 第3次交通安全施設等整備事業五箇年計画発足
＊コミュニティー道路の整備を盛込む
- 8月 行財政改革大綱閣議決定

＜南西部沿岸内陸本州幹線内。

1982(昭和 57)年

- 3月 交通安全施設の維持修繕、路面標示施工技能審査制度導入についてのご支援、及び分離発注について主務官庁に陳情。
- 5月 正会員数400名を超える。
- 6月 3月23日労働大臣に「路面標示施工技能審査」の認定申請書を提出し、6月15日付で認定され、同月19日に労働省告示第57号により告示された。以後、技能審査の実施に向けて準備を進める。
路面標示機械施工委員会を常設委員会として設置し、施工の合理化を図る。
「溶解式トラフィックペイントの機械施工」を刊行。
- 7月～10月 路面標示施工技能研修会を全国9ヵ所において実施。
- 8月 「区画線の耐久性、消去方法に関する解析」業務を建設省土木研究所より受託。
- 9月 「道路標識調査」業務を関東地建より受託。
- 11月 「緩衝施設の静的実験」に関する業務を建設省土木研究所より受託。
- 11月～58年2月 路面標示施工実技試験を全国10ヵ所において実施。
- 12月 路面標示施工学科試験を全国9ヵ所において一斉に実施。

- 3月 北海道浦河沖地震（M7.1。重軽傷者147人）
高速道路供用延長3000kmを超える
東北自動車道の越後川口～長岡間、常磐道の谷田部～千代田石岡間、山陽道の竜野西～備前間の開通で
- 6月 東北新幹線開業（大宮～盛岡間505km、3時間17分）
- 7月 長崎県に集中豪雨 死者行方不明299人
- 11月 中央自動車道全線開通
上越新幹線開業（大宮～新潟間304km、1時間45分）
- 12月 中曾根内閣発足

全協の動き

社会の動き

1983(昭和58)年

- 3月 「溶融型トラフィックペイントの一般物性試験及び試験片製作」の業務を建設省土木研究所より受託。
路面標示施工技能審査合格者（631名）発表。
- 5月 関東支部事務局を開設。
- 7月 「路面標示ハンドブック」初版を刊行し、路面標示の設計、施工の標準化を図る。
建設産業専門団体協議会(略称：建専協)発足。当協会も加入。
「区画線の耐久性に関する解析」業務を建設省土木研究所より受託。
「道路標識調査」業務を関東地建より受託。
- 7月～9月 路面標示施工技能研修会を全国10ヵ所において実施。
- 8月 「道路標識の改善に関する調査研究」業務を建設省より受託。
建設省の近代化構造改善の取組状況に関するヒアリングに各支部参加。
- 8月～12月 路面標示施工実技試験（溶融式手押し）実施。
- 11月 「緩衝施設の静的実験」に関する業務を建設省土木研究所より受託。
路面標示施工学科試験（溶融式手押し）全国10ヵ所において一斉に実施。
- 12月 路面標示施工実技試験（ペイント式ラインマーカー）実施。
- 12月～59年1月 路面標示施工学科試験（ペイント式ラインマーカー）を全国5ヵ所において実施。

- 3月 第2臨調、行政改革で最終答申
- 5月 日本海中部地震(M7.7)直後の津波で死者・行方不明104人)
第9次道路整備五箇年計画閣議決定（昭和58年度～62年度）
- 5月 特交金政令の改正 道交法規則の改正
- 6月 第13回参議院議員選挙
※全国区で初の比例代表制実施

1984(昭和59)年

- 2月 第1回路面標示施工技能審査合格者（550名）発表。
- 3月 第2回路面標示施工技能審査合格者（36名）発表。
「レーンマーク材の試験施工」業務を建設省土木研究所より受託。
- 5月 四国支部事務局体制の整備。
- 6月 協定定款重要通達集の追録作成。
近促法に基づく近代化計画の推進状況調査。
「道路標識の改善に関する調査研究」業務を建設省より受託。
- 6月～8月 路面標示施工技能研修会を全国10ヵ所において実施。
- 8月 「道路案内標識調査業務」を関東地建より受託。
- 8月～11月 路面標示施工実技試験を全国10ヵ所において実施。
- 10月 「道路標識の視認性実験解析」業務を建設省土木研究所より受託。
近促法に基づく近代化計画推進事項の中間報告書を建設省に提出。
- 11月 「都市景観と案内標識調査業務」を関東地建より受託。
路面標示施工学科試験を全国10ヵ所において一斉に実施。
- 12月 「区画線の耐久性に関する調査及び解析」業務を建設省土木研究所より受託。

- 2月 公取委、建設業ガイドライン公表
- 7月 総人口1億2000万人突破
- 8月 運転免許保有者5000万人を超える
- 9月 長野県西部地震（M6.8 死者29人）
- 11月 レーガン米大統領来日

1985(昭和60)年

- 1月 路面標示施工技能審査合格者、溶融式手押し（276名）、ペイント式ラインマーカー（144名）発表。
- 6月 警察庁の依頼を受け「2段階右折標識」の原図を作成。
- 7月 「実験用標識類」業務を建設省土木研究所より受託。
「道路標識の視認性に関する調査業務」を関東地建より受託。
「道路標識の視認性に関する調査」を建設省土木研究所より受託。
- 8月 「道路反射鏡ハンドブック」を刊行し、道路反射鏡の設計施工の標準化を図る。
路面標示施工技能審査廃止。路面標示施工が新たに技能検定職種に追加。

- 3月～9月 「科学万博つくば'85開催（入場者数2033万人）
- 6月 大鳴門橋開通
- 7月 道交法改正
・原付の右折方法等の規定整備
円高不況はじまる（昭和61年11月までの17カ月）
- 8月 日航ジャンボ機、群馬県御巣鷹山に墜落（死者520人）
※航空史上空前の事故。女性4人が奇跡の生存
- 10月 関越自動車道全線開通（関越トンネル開通）

全協の動き

社会の動き

1985(昭和60)年

- 9月 「道路案内標識表示調査業務」を関東地建より受託。
10月～61年2月 路面標示施工技能審査補足講習を全国11ヵ所において実施。
11月 雜賀武会長勲四等瑞宝章を受賞。

1986(昭和61)年

- 3月 建設省に近促法指定業種に指定されてからの成果調査結果を報告。
5月 国際交通博覧会 EXPO'86に標識の出展。
第11回通常総会。協会創立10周年記念祝賀会開催。
5月～12月 本年度から各都道府県の職業能力開発協会主催で路面標示施工技能検定が実施され各支部、分会においてこれに協力。
8月 建設省土木研究所に協力し、「路面標示の塗膜の磨耗及び反射輝度等の調査研究を行う。
「道路標識の耐久性に関する現況調査」業務を建設省土木研究所より受託。
「道路案内標識標準設計図集作成業務」を関東地方建設局より受託。
「道路案内標識文字の表示基準」を作成。
9月 建設産業近代化促進団体協議会設立に参加。
「道路標識調査委託」業務を東京都建設局より受託。
10月 ESCAP が主催し、建設省が運営推進した「道路交通事故防止対策セミナー」に協賛参加。
JICA が主催し警察庁が実施した「交通警察行政セミナー」に協賛参加。
「標識原寸図」(昭和61年10月25日改正)を作成。
11月 「案内標識改正資料」作成。

- 4月 新国民年金法スタート
経済対策閣僚会議が総合経済対策を決定
※公共事業の上半期77.5%前倒し執行、うち道路事業は80.2%
5月 天皇在位60年記念式典
第12回先進国首脳会議（東京サミット）開催
道交法改正
・駐車関係規定の整備等
8月 建設省「道の日」制定
※大正9年8月10日、わが国で最初の第1次道路改良計画が実施されたことによる
9月 経済対策閣僚会議が3兆6360億円の景気対策決定（公共投資の拡大など）
10月 道路標識標示にローマ字併記
11月 伊豆大島の三原山が200年ぶりに大噴火（島民1万人が本土に避難）
12月 バブル景気はじまる（平成3年4月まで53カ月）

1987(昭和62)年

- 1月 「道路標識の様式」(昭和61年10月25日改正)を作成。
2月 (財)国際交通博覧会協会より感謝状授与。
5月 OECD 道路セミナーに協賛参加。

- 4月 国鉄の分割民営化によりJRスタート
5月 緊急経済対策閣僚会議、6兆円の景気対策決定
6月 第4次全国総合開発計画閣議決定（西暦2000年目標、投資額1000兆円）
9月 労働規準法改正で週40時間体制へ(63.4.1施行)
11月 竹下内閣発足

1988(昭和63)年

- 1月 「道路標識の様式」(昭和61年10月25日改正)を作成。
2月 (財)国際交通博覧会協会より感謝状授与。
5月 OECD 道路セミナーに協賛参加。

11月 街路樹における主な改良実績が設置

- 1月 1ドル=120円45銭
3月 建設市場開放についての日米協議妥結
青函トンネル開業
4月 濑戸大橋開通
5月 第10次道路整備五箇年計画閣議決定
(昭和63年度～67年度、総事業費53兆円)
※国土開発幹線自動車道の整備目標は約1250kmで、年250kmベース
12月 東証平均株価3万円台の大台乗せ（大納会には3万159円）

全標準の動き

社会の動き

1989(平成元)年

- 2月 消費税法に関する特別説明会を東京など8都市において実施。
3月 公正取引委員会に消費税に関する共同行為の実施届出書提出。
9月 平成元年版「全標準概要」発行

- 1月 天皇陛下崩御（87歳）。皇太子明仁親王即位。
新元号「平成」（1.8施行）
米大統領にブッシュ就任
3月 第1次建設産業構造改善推進プログラムを策定（3カ年）
4月 「消費税」実施
6月 宇野内閣発足
7月 第15回参議院議員選挙 ※自民党大敗、与野党逆転
8月 海部俊樹内閣発足
11月 「ベルリンの壁」崩壊

1990(平成2)年

- 4月 全国道路標識標準厚生年金基金設立。
4月～9月 國際花と緑の博覧会に協賛参加。
7月 第11回国際輸送交通理論シンポジウムに協賛参加。
世界道路会議（IRF）に協賛参加。
8月 「夢ロード21」プロジェクトに協賛参加。
10月 第1回海外研修実施（フランス、スペイン、ドイツ連邦共和国）。

- 2月 第39回衆議院議員総選挙
4月 國際花と緑の博覧会：大阪で開催（4.1～9.30入場者2000万人）
6月 運転免許取得者6000万人突破（1.6人に1人）
政府、公共投資基本計画を決定
※1991年～2000年の期間中の公共投資を、これまでの10年間の236兆円から大幅拡充し430兆円とする
9月 湾岸危機で原油高騰
※石油製品の卸売価格を1月～9円の値上げ。10.15再値上げ
10月 東西両ドイツ統一
11月 新憲法下初の天皇陛下の「即位の礼」
雲仙・普賢岳が20年ぶりに噴火
12月 平成2年度補正予算成立道路整備分（ゼロ国債）
・事業費2467億円
海部内閣改造

1991(平成3)年

- 5月 会長に神宮司英武氏就任。前会長雜賀武氏顧問に就任。
6月 OECD道路セミナーに協賛参加。
7月 定款の一部変更。役員の種別の変更、従たる事務所等について主務官庁の認可を得る。
8月 総務庁主催の第15回交通安全フェアに協賛参加。
建設省・各都道府県主催の「道路をまもる月間」及び「道の日」の行事に協賛参加。
全国県協会長会議を今期より開催（今後毎年開催）
10月 全国道路標識週間に協力（1日～7日）。
「第19回日本道路会議」に協賛参加。
11月 宮川勇理事黙五等瑞宝章を受賞
12月 公正取引委員会へ車両規制規則を提出

- 1月 湾岸戦争に突入
4月 建設事業の1週間の法定労働時間が48時間から46時間に
5月 平成バブル不況はじまる
第5次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画発足
6月 雲仙・普賢岳の噴火で大規模火砕流発生（死者・行方不明43人）
11月 宮澤喜一内閣発足
12月 ゴルバチョフ大統領辞任
※ソ連邦69年の歴史に幕。独立国家共同体誕生
自動車保有台数6000万台突破（登録車4436万3278台、軽自動車1564万5278台）

1992(平成4)年

- 2月 「道路標識標準積算資料」及び「路面標示標準積算資料」を作成。
4月 各支部の「従たる事務所」新設の登記完了。
5月 第1回建設大臣顕彰2名（北陸支部、中国支部）。
6月 建設省主催の環境クリエーションフェア協賛参加。
8月 建設省・各都道府県主催の「道路をまもる月間」及び「道の日」の行事に協賛参加。
9月 第2回海外研修実施。（ノルウェー、デンマーク、イギリス）
11月 （財）交通事故総合分析センター設立に出捐。

- 4月 第2次建設産業構造改善推進プログラムがスタート（3カ年）
※一括下請負の禁止、優秀建設現場従事者の建設大臣顕彰制度の創設など
改正労働規準法スタート
※法定労働時間が建設業は週48時間→46時間。原則は週46時間→44時間
6月 道路審議会「今後の道路整備のあり方について」建議
8月 総合経済対策閣議決定
※10兆7000億円と過去最大の景気対策
9月 日本人宇宙飛行士・毛利衛さんを乗せたスペースシャトル「エンデバー」打上げ（20日に帰還）
11月 改正標識令の施行（7月公布）
・シンボル化された補助標識の導入
・横断歩道の側線の省略等
12月 気象庁、気圧の単位「ミリバール」を「ヘクトパスカル」に変更

全協の動き

社会の動き

1993(平成5)年

- 2月 「独占禁止法の遵守に関する指針」を理事会において決議。
4月 (財)建設業適正取引推進機構に賛助会員として入会。
5月 第2回優秀施工者建設大臣顕彰に当協会から2名受賞(中部支部、中国支部)。
8月 建設産業人材確保・育成推進協議会発足、当協会も加入。
10月 第20回日本道路会議に協賛参加。
夜間の交通安全国際会議に協賛参加。
11月 熊野志郎副会長勲五等雙光旭日章を受章。

- 1月 改正独禁法スタート
※価格カルテルなど企業に対する罰金刑の上限500万円→1億円
釧路沖地震(M7.8 死者2人、負傷者300人超)
米大統領にクリントン就任
5月 第11次道路整備五箇年計画閣議決定(平成5年度～9年度)
総事業費76兆円
建設省「入札・契約手続きのより一層の透明性・競争性の確保について」通達
6月 皇太子徳仁殿下、小和田雅子さまとご成婚
7月 第19回先進国首脳会議(東京サミット)開催
北海道南西沖地震(M7.8 死者・行方不明198人。奥尻島が大災害)
第40回衆議院議員総選挙(自民党過半数割れ)
8月 細川連立内閣発足
9月 政府、緊急経済対策決める

1994(平成6)年

- 1月 労災保険料率改定に関して労働省に要望書提出。
2月 平成5年度臨時総会開催(会費納入制度の改正関連)。
4月 正会員数500名を超える。
5月 第3回優秀施工者建設大臣顕彰に当協会から1名受賞(関東支部)。
6月 「道路標示黄色」色見本を更新。
8月 防護柵施工量調査を実施。
9月～7年2月 本部主催・平成6年度工事費積算講習会を全支部で実施。

- 1月 「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」閣議了解
※内外無差別の一層の徹底、7億2000万円以上の工事はすべて一般競争に付すなど国際的にも馴染みやすい手続きを採用
4月 週40時間労働制へ移行
※ただし、建設業の一部は9.3.31まで44時間以下
羽田孜連立内閣発足(39年ぶり小数与党政権)
5月 景気後退、戦後最長に
※平成3年5月以来37カ月となり、第2次石油危機不況を抜く
6月 建設省、経営事項審査の項目および規準を全面改正告示
建設業法の一部改正
※公共工事の入札・契約制度の改革の的確な実施を図る
※建設業の許可基準を強化
村山富市連立内閣発足
7月 公取委「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」策定
10月 北海道東方沖地震(M8.1 負傷者204人、道路損壊64カ所)
新公共投資基本計画閣議決定(1995年度～2004年度。総額630兆円)
12月 三陸はるか沖地震(M7.5 死者2人、負傷者285名)

1995(平成7)年

- 4月 第20回創立記念日
5月 全協第20回通常総会
第4回優秀施工者建設大臣顕彰に当協会から2名受賞
7月 交通安全対策特別交付金の充当対象の拡大について警察庁・建設省に要望
9月 各ブロック内県協会長会議開催
道路標示施工技能士の建設大臣認定について建設省に陳情

- 1月 版神・淡路大震災(M7.2 死者、行方不明6300人を超える)
2月 第6次交通安全施設等整備事業五箇年計画閣議了解
3月 地下鉄サリン事件
4月 建設産業政策委員会が「1995年建設産業政策大綱」を公表
10月 標識令の改正(建設省)
※交差道路標識の追加等
11月 標識令の改正(警察庁)
※区域規制標識の追加。

協会活動の充実と発展

委員会の活動

全標協は、発足以来、部会、専門(常設)委員会等を設けて、道路標識、路面標示、その他の交通安全施設の技術に関する調査研究、機関誌の発行等事業関係の研究や協会運営に関する問題の検討を行い、さらに必要に応じて研究プロジェクトチームを組織するなど業務運営の改善に取り組んできた。

その概要は、次のとおりである。

総務委員会

昭和51年発足以来、財務問題や協会運営のあり方について検討を行ってきた財務委員会又は協会運営検討委員会は、昭和63年以降「総務委員会」に改められ、理事会から付託された事項を審議、検討してきた。

これまでの総務委員会の開催回数は、昭和63年度4回、平成元年度2回、平成3年度4回、平成4年度1回程度で主として協会財務の問題を検討してきたが、その後会費制度を抜本的に改正するため、平成5年度の総務委員会(伊東雄祐委員長)は8回の開催に及び、続く平成6年度の総務委員会(新美喜久雄委員長)も右記のとおり8回開催して全標協ビジョンの策定等に積極的に取り組んできた。また、平成7年度の総務委員会(熊野志郎委員長)では、全標協ビジョン主要施策の推進事項(8年度事業計画)、会費に関する事項等協会運営についての基本事項を3回にわたり審議したが、総務委員会の有効な運営を図るため特定事項を協議するワーキング・グループとして小委員会を設置、随時開催し、会費の見直しに関する事項と20周年記念誌の発刊に関する事項を集中的に検討してきた。

道路標識委員会

道路標識委員会は、昭和51年以来、「標準積算資料」、「道路標識板製作要領」、「工事費積算講習会テキスト」等の業務用資料の作成・改訂等を中心に課題を検討してきたところである。

平成7年度においては、道路標識に関する技術的な調査研究を積極的に推進することとして、「道路標識の併設

全標協ビジョン検討経過

| | |
|------------------|---|
| 第1回 平成6年4月19日 | 全標協ビジョンに関する各委員の意見の聴取と今後の進め方について |
| 第2回 平成6年6月22日 | 資料「21世紀をめざした中期施策の目標と方向」に基づくビジョンの必要性、目的、基本理念、基本的役割等の検討 |
| 第3回 平成6年7月19日 | 平成3年度以降の理事会、支部長会議、県協会長会議等で提出された全標協の運営に関する意見要望等の検討 |
| 第4回 平成6年9月5日 | 資料「全標協ビジョンの概要(案)」に基づくビジョンの基本的枠組み等についての検討 |
| 第5回 平成6年11月9日 | 県協会の位置づけと防護柵に対する取組み方針の検討 |
| 第6回 平成7年1月20日 | 建設産業政策大綱案(建設産業政策委員会の中間をとりまとめ)を考慮したビジョンの基本方向と主要施策の検討 |
| 第7回 平成7年2月15日 | 資料「全標協ビジョン概要修正案」の検討 |
| 第8回 平成7年4月6日 | 「全標協ビジョン」草案のとりまとめについて |

(合体)等による設置方法の適正化に関する調査研究」に着手した。

本調査研究は、道路管理者、公安委員会がそれぞれの立場で設置している標識について、最近における景観重視の観点から見直しを図る必要があり、また案内標識と規制標識の不整合等の問題もあるので、実態調査を実施して標識の併設(合併)等の必要性及び案内標識と進行方向別通行区分の規制標識との統一化等について検討し、改善提言のための資料を作成することを目的としている。

このため、北海道から九州に至る全国主要都市(10市)を対象に、委員3～4名からなる調査班を編成し、関係支部支援のもとに現地調査を行い実態を把握するとともに、委員会3回、ワーキング・グループを5回開催し、改善計画を検討した。

なお、平成8年度に継続し、調査検討を行うこととしている。

路面標示委員会

路面標示委員会は、昭和51年以來、「標準積算資料」、「路面標示施行工学科の手引」、「工事費積算講習会テキスト」等の業務用資料の作成・改訂等を中心課題を検討してきたところである。

路面標示に関しては、交通事故の増大や高齢化の進展などに対応し、より一層の高度化(高輝度化)を図り、夜間・雨天時における視認性を向上させることが重要な

課題となっている。このため、平成7年度においては、このような状況を踏まえ視認性に関連して「路面標示の劣化(特に輝度)に関する調査研究」に着手した。

本調査研究は、夜間等における視認性劣化の程度を指標とした塗り替え規準の設定の可能性を検討するため、まず手始めに現地における反射輝度の劣化状況を把握する実態調査を行うこととし、調査箇所の選定と調査要領の作成について、委員会1回、ワーキング・グループを3回開催し、検討を行った。なお、実態調査は、平成8年度に行う予定である。

広報・教育委員会

機関誌「全標協広報」の編集計画を審議するため毎月1回委員会を開催している。委員会は主務官庁の建設省及び警察庁の担当官それぞれ2名、会員より4名、事務局より専務理事1名の計9名の委員により構成されている。

「全標協広報」は、昭和56年6月15日に創刊号を発行、以後毎月3300部を発行し関係官庁、会員、関連団体等に配布しており、協会広報として重要な役割を担っている。

(平成8年3月現在、第177号)

なお、当協会の機関紙の変遷を辿れば、任意団体当時に「日本標識標示新聞(昭和49年5月～50年6月)」が発行され、その後「全国標識標示広報(昭和50年2月～56年3月)」に変わり、昭和56年6月より現在の「全標協広報」となった。



昭和49年5月～50年6月



昭和50年2月～56年3月



昭和56年6月～現在



全標協ビジョンの策定経緯と残された課題

社団法人全国道路標識標示業協会
専務理事 柳井 洋誠

全標協ビジョンは、平成6年度の総務委員会における新美委員長(当時副会長)の強いリーダーシップと支部を代表する各委員の熱意溢れる討議との結晶であり、委員会に欠かさず特別出席された当時の神宮司会長、伊東副会長、熊野副会長の豊富な経験に基づく貴重なアドバイスによって完成されたものであることを文成を担当した者として、まず記述しておきたい。

遡れば、平成6年2月の臨時総会で、本部会費規則の改定について承認を求めた際、会員から早急に解決すべき課題を踏まえて全標協としてのビジョンを示すべきであるとの意見が出された。かねてより公共工事の入札・契約制度の改革等当業界を取り巻く環境に厳しさが加わり、こうした変化に的確に対応するには、正確な情報と指針となるビジョンを必要としていたところ、前記臨時総会での提言によって、同年4月総務委員会でビジョンを策定する方針が決定された。以来8回にわたる委員会で審議が重ねられたが、その検討経過については、この20年誌19頁に一覧の形で掲載されているので、参考いただければと思う。

総務委員会での審議を回顧すると、当初、新美委員長から各委員に対し、当協会の抱えている問題と協会のあるべき姿について直感的意見を求め、フリートーキングの形で出発した。その後の具体的アプローチとしては、ビジョンの基本的な枠組みを合意したうえ、全標協の現状、期待するもの、展開方向、課題、必要な施策といった項目の記述について新美委員長から各委員に夏季の宿題の形で依頼され、8月末に熊野副会長並びに支部代表各委員から提出をいただいた。この意見資料が事後の審議の展開、文案の作成等に役立ち、9月上旬にはこれらを体系的に整理し、「全標協ビジョンの概要」第1次案を作成するに至った。

しかしながら、審議の過程で論点となった「県協会の位置づけ」等の組織論については、筋立てが確立できずにビジョンから消えてしまったが、後年このビジョン改定の際には再び論議すべき残された課題であると思う。また、「防護柵に対する取組み」も重要テーマであったが、定款との関係もあって施策の基本方向としては「業務領域の拡大」、主要施策としては「調査研究課題の設定と推進」にとどめ、その推進を待つこととしたので、このテーマも残された課題といえよう。翌7年1月、建設省が「建設産業政策大綱」の中間とりまとめ案を公表され、その大筋が明らかとなったので、「新たな競争的環境の到来」といったキーワードや新たな制度などをビジョンに急速組み込んで加筆し、4月に成文化した。

全標協ビジョンの内容については、この20年誌の巻末に全文が資料として掲載されているので、本稿では「全標協ビジョンのあらまし」の添付にとどめたい。また、ビジョンの構成としては、サブタイトルにキーワードを付したほか、各項目ともこの部分のみ読んでも概略がつかめるようにとポイントを「要約」の形で設けるとともに、「解説」として国の諸施策を引用し、できるかぎり環境情報、問題の提示、概念分析などを試みた。

このビジョンはグランド・デザインとして描いたものであるが、時代の変化への対応として21世紀までに実現すべき主要施策に力点を置いているので、今なにをなすべきか、今後なに着手すべきかの視点と手法が重要となる。施策各項目を計画的に推進していくなければ、全標協ビジョンは画餅にすぎない。もちろん、一朝一夕には実現し得ないし、解決すべき条件や課題も多々あるが、互いに全標協を良くしていくという気概をもって所期の目標に向かって粘り強く推進していく努力が貴重ではなかろうか。

全標協ビジョンのあらまし

ビジョン策定の背景

- ①新しい競争の時代
 - (新たな競争的環境)
 - 入札・契約制度の改革
 - 経営事項審査制度の改善
 - 履行保証制度の改善等
 - ②建設産業政策大綱
 - 各業界ビジョンづくりの促進
 - ③倫理観と透明性
 - 信頼性の確保
 - ④第6次交通安全施設等整備事業五箇年計画
 - 交通安全施設の高度化等
 - コミュニティ・ゾーンの創設

目的

21世紀に向けての協会発展の道すじの明確化

基本的役割

- 21世紀に向けての中・長期的な運営指針
 - 協会の実現可能な将来像の展望
 - 重点政策目標と政策手段
 - 協会(本部・支部・県協会)、業界のガイドライン

基本理念

- 社団法人としての公益性
 - 公共事業への寄与
 - 会員全体の公共的利益の増進

施策の基本方向 ——21世紀に向けての新たな展開——

- | | | |
|---|--|---|
| ①新しい潮流への対応 <ul style="list-style-type: none">○高齢化への対応—生活の場における安全の確保、高齢者向け視認性の研究○技術革新・情報化への対応 ITS等の進展への対応、標識・標示の維持・管理の高度化 | ②新しい競争の時代への対応 <ul style="list-style-type: none">○国際化への対応—外国人にわかりやすい標識・標示の調査研究○経営力、技術・技能重視の評価制度への対応—資格制度の創設等 | ③業務領域の拡大と柔軟な対応 <ul style="list-style-type: none">○入札・契約制度改革への対応○新たな現象への対応○交安二種業務としての拡大○維持管理のソフト面の対応○安全施設の設置効果の調査・研究 |
|---|--|---|

主要施策

- ①ネットワーク型組織の構築 情報交換・問題提起型の支部長会議等の推進
- ②専門工事業における技能制度の充実 路面標示施工技能士の資格認定の実現
- ③防護柵に関する調査研究の推進 調査研究課題の設定と推進
- ④セフティ・コミュニティ・ゾーンへの参加 第6次五箇年計画のコミュニティ・ゾーン、災害対策等への協力、参加
- ⑤産・学・官での共同研究の推進 道路標識・標示の基礎的研究、高齢化・国際化への対応、ITSとの関連での高度化、維持管理の改善
- ⑥労働時間短縮実現の条件づくり 実態調査と問題点の明確化、条件整備、要望活動
- ⑦高い倫理観の醸成(透明性) 遵守マニュアル、会員行動規範の周知、研修会の推進
- ⑧受託事業の推進 協会の技術的評価の向上、財源の確保

講習会・研修会の開催

当協会では、時代に対応した知識・技能の修得・向上を図るため、本部及び支部において各種の講習会・研修会を行っているが、最近における本部の実施状況は、次のとおりである。

(1) 工事費積算講習会

平成6年度に当該年度の事業計画に基づき、本部主催、支部協力のもとに道路標識、路面標示及び防護柵に関する工事費積算講習会を実施した。

本講習会は、公共事業に関する入札・契約制度の改革による建設産業の新たな競争市場の中で、適正な積算に基づく工事費の算定が益々重要となってきたことから、会員の積算能力の向上を図ることを目的として行われたものである。

講習会は、平成6年9月から翌年2月までの間に、全国10箇所の支部所在地において、会員企業の役員及び従業員を対象に行われ、講師には本部の技術部長及び各技術委員会の委員が当った。

参加者総数は863名であり、各会場とも多数の出席者を得て、予定人員を上回る盛況ぶりであった。

なお、支部別の実施状況は、別表のとおりである。

平成6年度 積算講習会実施状況

| 支部名 | 開催日 | 参加者数 | 支部名 | 開催日 | 参加者数 |
|-----|--------|------|-----|--------|------|
| 関 東 | 9月28日 | 150名 | 四 国 | 11月10日 | 64名 |
| 中 部 | 10月5日 | 138名 | 九 州 | 11月16日 | 113名 |
| 関 西 | 10月6日 | 72名 | 沖 縄 | 11月17日 | 34名 |
| 北 陸 | 10月13日 | 60名 | 東 北 | 2月3日 | 90名 |
| 中 国 | 10月25日 | 68名 | 北海道 | 2月17日 | 74名 |

(2) 積算・安全管理講習会

平成7年度に当該年度の事業計画に基づき、本部主催、支部協力のもとに工事費の積算及び労働安全に関する講習会を実施した。

本講習会は、道路標識の積算方法が市場単価方式に移

行したことと併い、新しい方式による工事費の算定について講習を行うとともに労働安全に対する意識の高揚と作業安全の確保を図ることを目的として実施された。

道路標識については、市場単価方式による積算方法が2ヶ年の試行期間を経て、いよいよ平成7年度より本施行となったことにもとない、基本的な積算方法である歩掛りを用いた積上げ方式と対比させながら、市場単価方式の特徴や相異点などを説明した。

また、現場作業の計画的な安全管理を推進するため、労働安全法規等を踏まえながら、具体的な災害事例などをあげて安全対策について説明した。

講習会は、平成7年の10月から翌年2月にかけて、全国10箇所の支部所在地において行われ、講師には本部の技術部長及び、建設業労働災害防止協会に所属する安全管理士が当った。

参加者総数は681名であった。なお、支部別の実施状況は、別表のとおりである。

平成7年度 積算・安全管理講習会実施状況

| 支部名 | 開催日 | 参加者数 | 支部名 | 開催日 | 参加者数 |
|-----|--------|------|-----|--------|------|
| 関 東 | 10月12日 | 80 | 四 国 | 10月27 | 69 |
| 中 部 | 10月12日 | 82 | 九 州 | 11月15日 | 90 |
| 関 西 | 10月13日 | 47 | 沖 縄 | 11月17日 | 34 |
| 北 陸 | 10月19日 | 35 | 東 北 | 2月1日 | 98 |
| 中 国 | 10月25日 | 52 | 北海道 | 2月16日 | 94 |

(3) 独占禁止法遵守講習会

平成6年度全国県協会長会議の開催に際し、会議に先立ち「新しい入札ガイドライン」と題して独占禁止法の遵守に関する講習会が下記のとおり行われ、会長、副会長をはじめ各支部長、県協会長等55名が参加し、受講した。

- ・日時 平成6年9月22日(金) 13時～14時
- ・場所 東京都千代田区麹町6-6 スクワール麹町
- ・講師 公正取引委員会事務局経済部団体課
調整係長 植木正樹氏

全国道路標識週間の活動

全国道路標識週間は、道路標識の設置状況及び表示内容等を広域的、集中的に点検し、道路標識の効果的かつ計画的な整備、適切な維持管理を図るとともに、広く一般市民に道路標識の重要性をPRし、かつ道路標識に対する意見を求め、それに対応すること道路の標識の利便性の向上を図ることを目的として、建設省及び都道府県が主催し、当協会協賛のもとに実施されている。

全国道路標識週間は、昭和53年度から全国規模で毎年10月1日から7日まで実施されており、この運営には、建設省各地方建設局管内、北海道及び沖縄県をブロック単位として、各ブロック内の建設省等、都道府県、指定市の各道路管理者により構成される「道路標識適正化委員会」があたることとなっている。

実施内容は、①各都道府県、市町村等の広報紙誌・テレビ・ラジオ・ポスター等を利用した道路標識に関する広報活動の実施②案内標識の地名、距離等の表示内容について道路相互間の整合を図るために点検③標識改善懇談会における道路利用者と道路管理者との意見交換④道路利用者(標識アドバイザー)、標識BOX等の指摘を踏まえた標識改善計画の作成等を中心に実施される。



標識週間に、アンケート調査を実施する会員

当協会は、昭和54年度より標識週間に協賛参加しPR用ポスターの作成を担当することとなり、当初の2、3年は印刷枚数も数千枚程度であったが、その後年々その枚数も増加し最近では、毎年度約27,000枚を印刷し、支部を通じて建設省、都道府県、指定市、道路関係公団等の全国の実施期間に配布し広報活動に努めているところである。

また、各支部においては、国・県等の道路管理者が実施する道路標識週間の街頭PR、アンケート調査、標識点検等に積極的に参加するなど全面的な協力を実行している。



路面標示施工技能士制度

(1) 制度の沿革

当協会は、昭和57年6月に労働大臣より、技能審査及び称号付与について認定を受け、これにより「路面標示施工技能審査制度」を発足させ、昭和57年、58年及び59年の3ヵ年間にわたり研修会を開催するとともに学科及び実技試験を実施し、この間の合格者1,637名(ペイントハンドマーカー1,457名、加熱ペイントマシンマーカー180名)に「路面標示施工技士」の資格を付与した。

その後、昭和60年に至り本技能審査制度の実績と成果が高く評価され、同年8月に労働省令第21号をもって、職業訓練法(昭和60年10月職業能力開発促進法に改称)に基づく技能検定職種に路面標示施工が追加され、現行の「單一級路面標示施工技能士検定制度」へと移行した。

新制度による合格者は、第1回技能検定の昭和61年から平成7年までの10年間に4,388名(非協会員を含む。)にのぼり、それぞれ現場の第一線で中堅技能者として活躍している。

(2) 制度の活用方策

路面標示施工技能士については、一部の県警発注工事等において、この制度が認知され技能士の存在を前提とした工事発注が行われている。

なお、入札・契約制度の改革などにより新しい競争の時代を迎え、技術資格重視の傾向の中で、路面標示施工技能士について、建設業法に基づく主任技術者資格の建設大臣認定を得ることか喫緊の課題となっているため、これまでも鋭意折衝を重ねてきたところであるが、平成7年9月に建設省建設経済局長等の同省幹部に陳情書を提出し、大臣認定の早期実現を要望した。

(陳情・要望の頁を参照)

路面標示施工技能士支部別資格者数

平成8年3月31日現在

| 支 部 名 | 資 格 者 数 | 支 部 名 | 資 格 者 数 |
|-------|---------|--------|---------|
| 北 海 道 | 239 | 関 西 | 150 |
| 東 北 | 261 | 中 国 | 215 |
| 関 東 | 490 | 四 国 | 205 |
| 北 陸 | 191 | 九 州 | 215 |
| 中 部 | 343 | 沖 縄 | 17 |
| 合 計 | | 2,326名 | |



実技試験の様子



現場で活躍する路面標示施工技能士

阪神・淡路大震災と支援活動

平成7年1月17日午前7時46分兵庫県南部を襲った地震は、未曾有の大災害として、同地域の多くの公共施設、民家等に甚大な被害をもたらすとともに、我が国経済社会に大きな打撃を与えた。

翌18日には、いち早く警察庁交通規制課長より、緊急輸送路の円滑な通行を確保するために、神戸市付近一帯において大幅な交通規制を実施することに伴い、当協会に対しても、被災地への交通の抑制等について、会員等への周知徹底と本対策への協力要請があり、直ちに会長命をもって各支部長あて通知した。

また同日、災害対策基本法に基づく「緊急輸送車両以外の車両の通行の禁止又は制限」の標示(表示看板)の確保について、当協会に緊急手配の要請があり、その対応につき協議するため、翌19日に急速三役会を召集し検討のうえ、直ちに当協会賛助会員の住友スリーエム㈱に製作を

依頼した。これにより、同社において急速335枚を製作し、1月20日山形空港から大阪伊丹空港へ空輸、(株)大阪トータグで張り付け作業を完了し、1月21日当協会会員の光和産業㈱が兵庫県警尼崎中央署に搬入した。

1月19日には、建設省建設経済局長より建設機械及び資材の調達・供給・労働力の確保等について協力要請があり、これについても直ちに各支部長あて通知し、協力依頼した。

なお、被災地においては、関係官庁や地元自治体等からの要請に対応し、兵庫県協会会員が中心となり、ボランティア活動を長期間にわたり協力実施した。

また、関西支部では、本部等の要請により交通規制、緊急器材の確保・輸送等に支援協力するとともに、被災した会員会社及び従業員に対する援助活動等を実施した。



総会で警察庁交通局長の感謝状を受ける住友スリーエム㈱幹部

叙勲・建設大臣表彰

当協会関係の次の方々が、永年に亘り標識・標示業等の建設業界の発展に貢献したとして、叙勲の荣誉に浴した。

叙 勲

| | | |
|----------|--|---|
| 昭和56年（秋） | 全標協理事、東北支部長（当時） 深沢 志津雄 （故人） 仙台市 株式会社 北光産業 代表取締役（当時） 勳五等瑞宝章 |  |
| 昭和60年（秋） | 全標協会長（当時） 雜賀 武 東京都 保安工業株式会社 取締役会長（当時） 勳四等瑞宝章 |  |
| 平成3年（秋） | 全標協理事、中国支部長（当時） 宮川 勇 広島市 宮川興業株式会社 代表取締役 勳五等瑞宝章 |  |
| 平成5年（秋） | 全標協副会長 熊野 志郎 函館市 キタワラ資材株式会社 代表取締役 勳五等雙光旭日章 |  |

建設大臣表彰

| | | |
|--------|--|---|
| 平成5年7月 | 全標協参与、株式会社岩澤建設塗機部専務取締役（当時） 岩澤 顯司 第45回国土建設週間に於いて永年に亘り業界の発展に寄与したとして 建設大臣表彰 |  |
|--------|--|---|

優秀施工者建設大臣顕彰(建設マスター)

優秀施工者(建設マスター)建設大臣顕彰は、優れた建設現場従事者を対象に、「ものづくり」に携わっている人の誇りと意欲を増進させ、これらの人々の能力と資質の向上を図るとともに、その社会的評価・地位の向上を図り、もって建設業の健全な発展に資することを目的として「建設産業構造改善推進週間」において、建設大臣が顕彰を行うものであり、平成4年度に創設された表彰制度である。

当協会の推薦による受賞者は、下記のとおりこれまで7名の方々が受賞の栄誉に浴した。

優秀施工者建設大臣顕彰受賞者

| | | | | | |
|-----|-------|---|---|--|---|
| 第1回 | 平成4年度 | 北陸支部 北陸道路標識株 工事部職長 泉田 次郎 |  | 中国支部 エイト交設株 工事部工事長 山根 茂男 |  |
| 第2回 | 平成5年度 | 中部支部 (株)キクテック 事業部係長 勝崎 常喜 |  | 中国支部 山陽ロード工業株 工務部工事長 下山 正弘 |  |
| 第3回 | 平成6年度 | 関東支部 信号器材株 標示部工事長 新堀 勇衛 |  | | |
| 第4回 | 平成7年度 | 中部支部 東海道路株 工事部施工班長 幸田 和男 |  | 中国支部 (株)ミカド交設 工事部工事長 金子 政行 |  |

陳情・要望

当協会では、国又は地方公共団体が行う公共事業に寄与し、会員全体のための公共的な利益を増進するため、いろいろな事業活動を展開しているが、制度的なものについては、課題となっているものが多い。問題によっては、行政官庁の所管法令・通達等の改正によらなければ解決し得ないものもある。

このような問題については、本部の三役会、理事会又は各部会・委員会で十分検討したうえ、主務官庁に対する陳情・要望を行ってきており、最近のその主なものは次のとおりである。

I 労災保険率の引下げに関する要望

(平成6年1月18日)

路面標示工事の労災保険については、平成元年4月から事業の種類の分類「その他の各種事業」から「その他の建設事業」に適用が変更され、保険料の負担が急増したので、平成3年10月以降、労働省へその是正方を要望し続けてきた。

その後、なんら回答が得られることから、平成4年5月20日第17回通常総会において、この「労災保険料率適用の変更要請」を年度事業計画の重点推進事項のひとつとして決定のうえ、同年9月、理事会からの付託事項として、路面標示部会(末岡 力部会長)で具体的な対応策を検討した。

同部会では、直ちに労災保険料率改定対策小委員会を設置し、各支部を通じて全会員に対する「労災保険の適用に関する実態調査」を実施した。この調査では、会員数489社のうち410社から回答(回答率84%)が得られ、そのうち有効データ377社について標示工事従事者の労災保険料の分布状況、実労働時間と労働災害の実態、メリット適用状況(平成3年度)等を分析した結果、他の建設業との比較において、度数率(100万時間当たりの災害発生頻度)、強度率(労働災害の大きさ)、平均労働損失日数などいずれも低いことが判明した。

これらの調査と解析には1年余の歳月を費したが、これらのデータを添付した要望書案を作成して、平成5年

12月27日、労働省労働基準局労災管理課、同局労災保険財政対策室に、これまでの経緯を含め、現行保険率適用の不合理な事由、路面標示工事作業の実態、前記実態調査分析に基づく労災の実態等について事前説明を長時間にわたって行った。

その後、具体的な検討が進められた過程において、労働省から全会員会社の労働保険番号の提出方要求があり、平成6年1月6日、再び各支部を通じて早急に保険番号の調査を行い、その結果を取りまとめ、同年1月18日、労働省労働基準局長宛「労災保険率適用の事業分類及び事業細目の変更について」(要望書)を正式提出し、これらの資料を添付した。

労働省へはその後も神宮司英武会長が折衝を続け、おむね1年経過した翌7年1月27日に労災保険審議会が開催され、2月10日には「労働者災害補償保険法施行規則」と「労働保険の保険料の徴収に関する法律施行規則」の一部が改正され、平成7年度以降53業種の中33業種について保険率が改善された。

当協会が要請し続けた適用変更については他の業種に及ぼす影響が大きいことから実現しなかったが、「その他の建設事業」の保険料率は1,000分の38から1,000分の30に引下げ(引下げ率21.6%)られた。他の33業種全体の平均引下率が10%であったことから見て、これまでの要望の経緯が特殊事情として考慮された旨労働省から説明がなされた。

II 第6次交通安全基本計画に関する要望

(平成7年6月15日)

総務府長官官房交通安全対策室では、平成8年度を初年度とする第6次交通安全基本計画(交通安全対策基本法に基づく、内閣総理大臣を会長とし、関係17省庁大臣が委員として構成される中央交通安全対策会議において決定される5箇年間を計画期間とする国と地方公共団体の交通安全施策の基本方針)の策定作業の一環として、平成7年6月12日から同月16日までの5日間、交通安全関係諸団体(38団体)に対し、意見聴取のための懇談会を開催

された。

懇談会は、11グループに分けて連続的に開催され、当協会は、第9グループとして、日本道路公団、日本道路交通情報センター、日本交通管理技術協会、道路交通情報通信システム協議会、新交通管理システム推進協議会と共に、6月15日この懇談会に出席し、交通安全対策室長に「交通安全基本計画に関する要望意見」を書面提出し、全標協概要、全標協ビジョン、平成7年度事業計画を添付のうえ、下記3項目を要望、説明した。

- ① 交通安全推進体制の充実、強化について国、地方公共団体及び民間団体等による官民一体となった交通安全活動推進体制の強化策として、各地方自治体で市民生活の安全を確保するため、安全モデル都市構想又はセフティ・コミュニティゾーンづくりを目指して、官民一体となった共創力により地域総合安全対策が推進されるよう配慮願いたい。
- ② 官・学・産による交通安全調査・研究活動の推進について

道路交通の安全に関する調査・研究活動について、公共資金又は民間資金を投入して、官・学・産の人的資源が有機的に動員され、効率のよい調査研究活動が推進されるよう、配慮願いたい。

- ③ 交通安全施設の整備等について

現下の厳しい交通情勢にかんがみ、第6次交通安全基本計画に全般的な交通安全施設の整備が十分盛り込まれ、都市府県又は市町村の交通安全計画(五箇年計画)に波及され、交通安全施設等整備事業(地方単独事業)がより一層強化推進されるよう配慮願いたい。

III 路面標示施工技能士の建設業法に基づく建設大臣認定についての陳情

(平成7年9月13日)

路面標示施工技能士は労働省の検定資格であり制度の目的に沿った一定の成果が得られているが、当業界としてこの制度のなお一層の有効活用を図るために、建設業法に基づく主任技術者資格として建設大臣の認定を得



小鷲建設経済局長右に陳情書を提出する新美会長

ることが必要不可欠である。

このため、これまで認定の実現に向けて建設省担当部局と鋭意折衝を重ねてきたところであるが、とくに最近における入札・契約制度の改革により、建設業界は新しい競争の時代を迎える、「技術と経営に優れた企業」が強く求められており、技術重視の傾向が高まる中で、建設大臣認定の国家検定資格を有する技術者の有無が企業評価に大きく影響することとなっていること、また現場技能者の高齢化が進む中で、路面標示施工技能士の資格を有する若手技能者を主任技術者として起用し、現場での中堅技能者として有効活用を図る必要に迫まられていること等から、路面標示施工技能士について建設業法に基づく資格認定の早期実現を図ることが当協会の重要な課題となっている。

このような状況をうけて、これまでの長年の折衝を集大成するとともに大臣認定の早期実現の促進を図るため、平成7年9月に建設省建設経済局長はじめ同省幹部に「路面標示施工技能士の建設業法第7条第二号ハの規定に基づく建設大臣認定に関する陳情書」を提出し、陳情内容を詳細に説明するとともに、認定の早期実現について強く要望した。

IV 交通安全対策特別交付金の充当対象の拡大についての要望

(平成7年12月8日)

近年、地方公共団体の財政事情が厳しい情勢にかんが

み、地方単独事業による交通安全施設の計画的な整備に必要な経費に対する財源としての交通安全対策特別交付金（以下「特交金」という。）の有効な活用が図られるため、平成7年10月「特交金制度活用委員会」（佐藤博美委員長）を設置し、使途拡大等の検討を進めた。

同委員会では、平成7年11月8日に、警察庁及び建設省の担当官も交えて検討した結果、出合頭事故、歩行者横断中の事故が多発している交差点やカーブ区間における交通安全対策、その他生活ゾーンにおける交通安全対策として、特交金がより一層活用されるため、平成7年12月8日、特交金の充当対象の拡大についての要望意見を次とおりまとめ、建設省道路局長並びに警察庁交通局長に陳情した。

① 線形誘導標示板に関する規定の見直しについて

線形誘導標示板は、現在、視線誘導標設置基準（建設省局長通達）の付録として規定され、広義の視線誘導標の一種と解されているが、特交金の充当対象とはなっていない。

これは、交通安全対策特別交付金等に関する政令（以下「特交金政令」という。）での特交金の使途対象となる視線誘導標が前記設置基準に規定されている丸形の反射型視線誘導標に限定されることによるものである。

そこで、線形誘導標示板が全国的に普及している現状にかんがみ、線形誘導標示板の統一的、技術的基準を定め、その構造諸元を基準化するなどにより特交金の充当が可能となるよう、前記基準通達の改正を要望する。

② 法定外標示の標識令への取り入れの検討について

各都道府県公安委員会で設置されている法定外標示（標識令で定める道路標示の種類、規格等に合致しない、あるいは定めのないもの）のうち、「止まれ」、「減速マーク」、「交差点標示」については、全国的に普及され、その数も膨大となっている。

しかしながら特交金の使途は、道路標識や道路標示、区画線については、標識令に基づくものに限定されているので、前記法定外標示を標識令に取り入れ、特交金の使途対象となるよう検討を要望する。

③ 特交金政令の改正について

現在、道路構造令に基づき道路構造令施行規則に規定されている「駆止」は、特交金政令の使途に関する規定に定められていないが、道路構造令に基づく「さく」と同様交通安全対策上の防護施設として有効なものであるので、特交金が充当できるよう特交金政令の改正を所管省庁へ働きかけ方をお願いする。

支部の活動

北海道支部10年のあゆみ

昭和38年の支部創設(任意団体)以来、冬は積雪嚴寒という厳しい気象条件と戦いながら、標識・標示の施工においても非常に厳しい対応を求められる中、北海道の道路交通の円滑化と交通事故防止対策の一翼を担っているとの自負のもとに、支部長を中心に一致団結し、技能の研さんにも努め、支部のより良い向上発展のために、全標協本部をはじめ北海道内の各関係官庁・関係機関団体との緊密な連携を図り、それぞれにご指導とご理解を得ながら、業務運営に努めております。

なお、当支部発足以来、今日に至るまで甚内晃二氏が支部長として、支部の運営に当たり献身的に努力されております。

ここに、最近の主な支部活動を年度毎に、ご紹介致します。

昭61 ○ 施工技術技能のレベルアップと国家資格取得の推進
(昭和61年度国家技能検定試験に会員各社施工員245名が受験し、201名が新規技能士の資格を取得した。なお、実技試験には、北海道職業能力開発協会からの要請により、技能検定員等係員を派遣し全面協力した。)

昭62 ○ 国家技能検定試験に121名が受験、54名が合格
○ 研修会・講習会の開催
道路標識標示研修会(翌3月)(北海道開発局、北海道警察外関係官庁・協会団体から講師を招き、研修会を実施した。)
特別講演(翌3月)(財道路施設協会顧問(元建設省道路局長)を招き講演会を実施した。)

昭63 ○ 国家技能検定試験に89名が受験、34名が合格
○ 講習会の開催(翌2月)(札幌国税局から講師を招き税法改正に伴う、消費税説明会を実施した。)

平元 ○ 国家技能検定試験に86名が受験、59名が合格
○ 研修会の開催
道路標識標示研修会(翌3月)(北海道開発局、北海道警察外関係官庁・協会団体から講師を招き、研修会を実施した。)



国家技能検定実技試験

- 平2** ○ 国家技能検定試験に64名が受験、39名が合格
○ 研修会の開催
道路標識設置工事研修会(10月)(道警から関係担当官を講師に招き、研修会を実施した。)
道路標識標示研修会(翌3月)(北海道開発局、北海道警察外関係官庁・協会団体から講師を招き、研修会を実施した。)
- 平3** ○ 国家技能検定試験に52名が受験、29名が合格
○ 講習会・研修会の開催
安全対策講習会(翌3月)
暴力団対策講習会(翌3月)(北海道安全施設標示協会主催の道路標示施工安全対策講習会に会員各社施工員が受講したほか、同日開催された暴力団対策法新法施行に伴う講習会に会員全員が出席受講した。)
道路標識標示研修会(翌3月)(北海道開発局、北海道警察外関係官庁・協会団体から講師を招き、研修会を実施した。)
- 平4** ○ 国家技能検定試験に38名が受験、12名が合格
○ 講習会・研修会の開催
道路標示工事反省検討会(11月)(北海道安全施設標示協会主催で行われた検討会に会員各社現場責任者が出席した。)
独禁法特別講習会(翌1月)(北海道安全施設標示協会との共催により、公正取引委員会から講師を招き特別講習を実施した。)

安全対策講習会(翌3月)(北海道安全施設標示協会主催の道路標示施行安全対策講習会に、会員各社から出席受講した。)

道路標識標示研修会（翌3月）（北海道開発局、北海道警察外関係官庁・協会団体から講師を招き、研修会を実施した。）

- 部外研修会等への参加

建設産業労働時間短縮推進北海道大会（5月）

建設省ひとづくりフォーラム(6月)(労働省並びに建設省主催のそれぞれのフォーラムに全員が参加し、近代経営に対する感覚の高揚と当業界のイメージアップに努めた。)

- 平5 ○ 国家技能検定試験に35名が受験、16名が合格
○ 講習会・研修会の開催

道路標示工事反省検討会（11月）（北海道安全施設標示協会主催で行われた検討会に会员各社の現場責任者が出席した。）

独禁法特別講習会(翌1月)(北海道安全施設標準協会との共催により、公正取引委員会から講師を招き特別講習を実施した。)

安全対策講習会(翌3月)(北海道安全施設標示協会主催の道路標示施行安全対策講習会に、会員各社から出席受講した。)

道路標識標示研修会（翌3月）（北海道開発局、北海道警察外関係官庁・協会団体から講師を招き、研修会を実施した。）

- 部外研修会等への参加

建設産業の4週6休体制推進北海道ブロック大会 (5月)(建設省・建設生産システム合理化推進

協議会主催の研修会に会員が参加し、労働時間短縮問題についての認識を高めた。)

- 平6 ○ 支部規則の一部改正（会費関係）

- 国家技能検定試験に63名が受験、52名が合格
 - 講習会・研修会の開催

積算講習会(翌2月)(全標協が主催・実施した積算講習会に会員が受講し、道路標識、標示及び防護柵に関する工事費積算にあたっての能力の向上を図った。)

道路標識標示研修会(翌3月)(北海道開発局、北海道警察外関係官庁・協会団体から講師を招き、研修会を実施した。)

- 部外研修会等への参加

交通安全シンポジウム（10月）（総務庁・北海道・札幌市が主催した研修会に会員が参加し、交通安全意識の高揚を図った。）

新交通安全施設開発研究会(翌3月)(道警本部が主催した研究会に会員が出席し、意見の交換を行った。)

- ## 平7 ○ 部会の開催

標示部会 (7月)

標識部会（9月）

- ## ○ 施工技術技能のレベルアップと国家資格取得の推進

- 国家技能検定試験に45名が受験、33名が合格
 - 講習会の開催

市場単価調査説明会(8月)(建設物価調査会、経済調査会から講師を招き、正しい市場単価調査表の作成要領等についての説明会を実施した。)

過去10年間の会員数の推移

(北海道支部)

() 内数字は支部会員数で内数である。

東北支部10年のあゆみ

1. 沿革

昭和38年4月 『全国道路標識協会』が任意団体として設立、東北より18社入会。

51年4月 『社団法人全国道路標識標示業協会』が設立、東北より31社入会。

9月 全国に10支部が設置され、東北支部初代支部長に深沢志津雄氏が就任。

56年4月 東北支部事務所を仙台市に開設。事務局長を置く。

59年12月 東北地方建設局土木工事合理化委員会が設立され、東北支部より佐藤博美氏が代表委員として指名。標識標示技術研究会が発足。

60年5月 第2代支部長に伊東雄祐氏が就任。

平成3年5月 第3代支部長に佐藤博美氏が就任。伊東雄祐氏は、協会副会長に就任。東北地方建設局土木工事合理化委員会代表委員に越後次郎氏が指名。

7月5日 伊東雄祐氏が協会副会長退任。協会参与、東北支部顧問就任。

平成8年4月現在 会員数 72社。

2. 活動

(1) 業界研修会・講習会の開催

イ. 昭和52年より関係官庁の担当官による研修会を開催、工事安全施工の啓発に努めている。
ロ. 市場単価導入による積算等の勉強会を物価調査会等の担当者を招き、随時実施している。
ハ. 各県協会においても独自に実施している。

(2) 工事安全施工推進大会に参画

平成4年より東北地方建設局主催の大会に受注者代表8団体の実行委員に支部長が代表委員として参加、工事安全のスローガン及び工事安全論文の応募等を実施しており、毎年会員より多数応募があり、優秀賞等を授賞している。

(3) 部会・研究会の活動

支部技術部会、標識標示技術研究会を随時開催、技術開発及び施工の問題点等の研究を行っている。

(4) 東北地方建設局土木工事合理化委員会・同標識標示技術研究会の活動

昭和56年より東北地方建設局技術研究会は活動を始め、支部標識標示技術研究会は、研究テーマにより随時参加し、標識・区画線各工事の施工技術等の研究を行ってきた。

昭和59年12月東北地方建設局技術研究会が、産・官・学識者が一緒になって土木工事の生産性の向上、環境改善、安全性の向上といった課題に取り組むこ

過去10年間の会員数の推移

(東北支部)

| 県別 | 昭和61年 | 昭和62年 | 昭和63年 | 平成元年 | 平成2年 | 平成3年 | 平成4年 | 平成5年 | 平成6年 | 平成7年 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 青森県 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 13 |
| 岩手県 | 8 | 9 | 9 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 宮城県 | 18(10) | 18(10) | 18(10) | 22(11) | 23(11) | 23(11) | 24(11) | 24(11) | 25(11) | 23(9) |
| 秋田県 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 | 6 | 6 |
| 山形県 | 8 | 7 | 8 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 福島県 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 9(1) | 9(1) | 9(1) | 9(1) | 9(1) |
| 計 | 60(10) | 60(10) | 61(10) | 67(11) | 68(11) | 69(12) | 70(12) | 71(12) | 72(12) | 71(10) |

() 内数字は支部会員数で内数である。

とを主眼に、調査研究を行う組織として、東北地方建設局土木工事合理化委員会が発足し、支部標識標示技術研究会が、そのまま委員会の技術研究会に参加し、現在までに各年度研究テーマを掲げ、毎年3月各研究会の研究結果を発表し、その成果に対し、産・官・学識者各委員により協議され、建設事業の効率的推進を図っている。

平成6年度より、建設局主催で、各工事事務所・東北六県土木部・主要市町・道路公団の担当者(約200名)が集まり、各技術研究会の成果を発表し、それぞれ抱えている問題について協議している。また、平成7年度より東北地方建設局内に技術アドバイザーチームが発足、官・産側一体となり、工事の合理化・効率化等を協議している。

技術研究会・研究テーマの推移

平成元年3月 区画線(溶融型)路面標示調査、積雪寒冷

- 地における溶融、手動式区画線塗膜調査
- 平成2年3月 デザイン標識の検討
- 平成3年3月 デザイン標識写真集を作成
- 土木工事標識設計図集(道路標識編)を東北地方建設局土木工事設計図集専門委員会において検討、作成
- 平成5年3月 デザイン標識(公共施設のシンボルマーク)図集作成
区画線の視認性について研究
- 平成6年3月 標識の整合性について研究・保安施設の改善について研究
- 平成7年3月 標識の整合性について継続研究・保安施設の改善について継続研究
- 平成8年3月 基礎杭を使用した標識基礎の研究(鋼ぐい基礎)
区画線工事の合理化の研究



工事安全施工推進大会に参画

関東支部10年のあゆみ

私ども関東支部は(社)全国道路標識・標示業協会の本部のある同じビル内の上階に本部が、その下の階が支部事務所があり会議室の共同利用等事務運営・事業活動の上で連絡をとり協力し合って進めております。

日常における活動は担当副支部長の元に5つの委員会(標識・標示・防護柵・事業開発・広報)があり委員長を中心に活発な活動を行なっている。

委員会活動も建設省からの委託業務、支部内の懸案事項を中心として検討するといった方向に移行している。

支部会員数も現在は111社であるが、今後の懸案としては会長方針、全国800社の組織力達成を目指し未加入業者に対する入会促進を活発に展開し組織の強化を図る必要を痛感しております。

支部は主務官庁であります建設省関東地方建設局、関東管区警察局の指導を受けております。

これまでの関東支部の主な歩み、活動については概略次のとおりであります。

○ 独禁法の講習会、勉強会の実施

新しい入り、契約制度の導入に伴い「公正で自由な競争」を定着させ円滑な独禁法の運用を目指すため会員を対象として、講師に公正取引委員会事業団体指導官による講習会、勉強会を開催し法律の周知徹底を図り独禁法に関する会員の認識を高めた。

○ 路面標示技能士資格の積極的な資格修得の推進

会員の大きなひとつの資格である路面標示技能士は、会員の技術レベルの向上、法規の修得等充実強化を図るた

め、労働省と各都県の職業能力開発協会のご指導とご協力を戴きながら国家試験資格修得のため支部において学科試験の講習会を毎年実施しました。

実技試験を東京、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、の各県協会において実施し毎年100名前後の路面標示技能士を誕生させて会員の技術の向上と資格修得を積極的に推進している。又本部に於いては数千名におよぶ資格取得者を建設省へ主任技術者資格の大臣認定にして戴くよう意見具申し実現に努力している。

○ 市場単価導入に伴う講習会、勉強会の実施

積算合理化の一環として建設省による道路標識、道路標示、防護柵の三工種について積み上げ方式から市場調査による市場単価方式に移行され市場単価が本施行となつたが、これは今後の工事積算価格を正しく反映するため、支部の年間の努力達成目標と位置づけて支部、役員、三工種の標識、標示、防護柵の担当委員会が一丸となって市場単価調査票提出の促進に取り組んだ。8月の酷暑のなか、支部内の都県下を講師となって訪問し、各都県協会の協力のもとに講習会を実施し市場単価調査票の100%回収提出を目指し真剣に取り組んだ。さらに高視認性区画線工、道路付属物工の工種が市場単価に取り入れられたことに伴い関東支部の役員、標識、標示の各委員長、建設物価調査会、経済調査会の担当者と数回にわたり会議を開催し市場単価の問題点を浮き彫りにするとともに各都県内において会員同志の勉強会を行なう等して認識を高め成果を上げた。

○ 建設省の担当官による「総合交通安全施設等整備事業五箇年計画」についての講習会の実施

建設省(道路局企画課)、建設省関東地方建設局の担当官による上記の計画について会員を対象とした講習会を行ない事業量拡大の基礎固めをした。

○ 標識調査委託特別委員会設置による活動

関東地方建設局からの標識調査委託により会員から標識特別委員会委員を委嘱し会議を行なうとともに現状調査活動中である。

○ 第5回優秀施工者建設大臣顕彰受賞





平成6年度第5回優秀施工者建設大臣顕賞として信号器材株式会社の標示部工事長新堀勇衛氏が受賞した。

○ 都県協会持ち回りによる合同幹事会の実施

合同幹事会の構成は支部長、副支部長、各委員長、都県協会長、各委員会委員、事務局長により成り立っています。この合同幹事会が、各都県協会を順次巡回しその主催都県協会の地元会員の皆様に積極的に出席を戴きながら都

県協会の活動状況とその推進上の問題点等又支部からは本部よりの伝達事項の報告と活動に対する諸問題などについて十分に意見の交換と検討を実施し支部と地元都県協会員とか活動を相互に理解認識し実情を把握することにより支部活動の運営に反映し寄与している。

○ 小冊子の発行 (東京都協会・標示委員編集)

平成元年から JCASM 技術資料を発行

No.1 道路区画線の有用性と補修について

No.2 道路区画線の夜間視認性について

No.3 安全な交通環境と道路区画線

No.4 道路区画線と交通安全

について小冊子を作成発行し建設省、警察庁等関係官庁へ配布し事業量拡大の一助とした。

○ 会報「関東支部だより」の発行

会員相互間の理解と協調を図るため、平成7年度から支部広報委員会編集による会報誌「関東支部だより」を発行し相互の情報交換に努めている。

過去10年間の会員数の推移

(関東支部)

| 県別 | 昭和61年 | 昭和62年 | 昭和63年 | 平成元年 | 平成2年 | 平成3年 | 平成4年 | 平成5年 | 平成6年 | 平成7年 |
|------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 東京都 | 36 | 35 | 35 | 34(7) | 35(7) | 36(7) | 35(7) | 37(7) | 39(7) | 39(7) |
| 茨城県 | 11 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 11 | 11 | 11 |
| 栃木県 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 | 6 | 5 |
| 群馬県 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 10 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 埼玉県 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 千葉県 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 神奈川県 | 18 | 18 | 22 | 22 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 |
| 山梨県 | 4 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 長野県 | 6 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 5 | 4 | 4 | 4 |
| 計 | 100 | 101 | 105 | 104(7) | 109(7) | 110(7) | 109(7) | 110(7) | 112(7) | 111(7) |

() 内数字は支部会員数で内数である。

北陸支部10年のあゆみ

当支部は、北陸地方建設局管内の雪寒地域である新潟、富山、石川の3県の会員で構成し、道路標識、路面標示、防護柵に関する研究開発、技術の向上を通じて、その所管区域内の交通の安全確保と円滑を図り交通事故の防止に寄与しています。

最近10年間の当支部の主な活動状況は次のとおりであります。

1. 各種委員会活動

道路管理者等に対する道路標識、路面標示工事に関する意見の具申や工事施工に従事する現場作業員の資質向上を図るための実務的な講習会の開催など活発な活動を行っています。主な活動として

- 北陸地方建設局主催の道路標識・路面標示工事に関する会議に出席し意見交換
- 部長会が講師となり、現場作業員を対象に区画線及び標識設置上の留意事項等を内容とした講習会を開催
- 財建設物価調査会担当者と市場単価導入に伴う問題点等について意見交換
- 北陸地方建設局が主催する市場単価移行と標準設計等に関する問題点についての会議に出席し、意見交換が挙げられます。

2. 研修会・講習会の開催

会員及び工事入札業務従事者並びに現場作業員の知識、技術等の向上を図るため、工事発注者、標識・標示関係メ



路面標示に関する研修会の状況

ーカーの担当者や標識・標示部会長を講師に、対象に応じた実務的な内容の講習会・研修会を計画的に開催して効果を上げています。主なものとして

- 路面標示施工技能検定受験者を対象とした、実技と学科の講習会
 - 県警、県土木部及びメーカーの担当者を講師に招請し、路面標示工事従事者を対象に路面標示に関する規定や標示技術等の研修会
 - 県警の担当者を講師に招請し、入札及び工事施工上の留意点並びに下請け基準等の問題点についての研修会
 - メーカーの担当者を講師に、他地域における道路標識、路面標示工事に関する情報等についての研修会
 - 本部講師による道路標識、路面標示、防護柵についての積算講習会
- を開催しています。

3. 官庁懇談会等の開催

北陸地方建設局等関係官庁の担当係官との懇談会を積極的に開催し、道路標識、路面標示工事施工に伴う諸問題について、指導・指示を受けるとともに意見交換を通じ相互理解を深めています。また、あらゆる機会を捉えての関係官庁への陳情も積極的に行ってています。主なものとして

- 北陸地方建設局等関係官庁の担当係官と実態に適合した工事積算単価に関する問題点について懇談
- 北陸地方建設局及び財建設物価調査会担当者と市場単価導入に伴う標識設置工の市場単価の問題点について



委員会の開催状況

意見交換

- 県警担当官と区画線設置、標識設置・補修及び作業上の諸問題について懇談
- 北陸地方建設局に大型標識の整備促進・技能士の活用、分離発注、融雪直後の在来道路における区画線レベリング量の考慮方等について陳情
- 県土本部に対し、交通安全施設等整備事業の推進及び年間発注工事の平準化と早期発注等について陳情を行っています。

4. 各種協賛行事等への参加

住民の標識・標示に対する認識を高めるため、関係機関等が主催する各種行事に積極的に参加または協賛して標識・標示の重要性をPRしました。また、警衛が伴う大規模な行事の際に実施される県警の交通規制作業にも

積極的に協力し、交通の円滑と安全確保に大きく寄与しました。主な参加行事として

- 道路管理者が行う道路クリーン作戦や標識パトロールに参加し、専門業者として積極的に意見を具申
- 標識に対する住民の認識を高めるため各種標識を展示する標識フェスティバル等の開催・協賛
- 全国道路標識週間に際し、ステッカー等の配布、横断幕の掲出、新聞広告の掲載等により標識の重要性をPR
- 警衛に伴う県警の実施する交通規制作業に協力し県警本部長から感謝状を授受
- 阪神大震災を教訓に県と市が主催する市街地での直下型地震を想定した防災訓練に際し、県警の実施する広い範囲の交通規制作業に協力が挙げられます。

過去10年間の会員数の推移

(北陸支部)

| 県別 | 昭和61年 | 昭和62年 | 昭和63年 | 平成元年 | 平成2年 | 平成3年 | 平成4年 | 平成5年 | 平成6年 | 平成7年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 新潟県 | 23(8) | 23(8) | 23(8) | 23(8) | 22(8) | 22(8) | 22(8) | 23(9) | 23(9) | 22(9) |
| 富山県 | 9 | 10 | 10 | 10 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 石川県 | 17(1) | 17(1) | 18(1) | 18(1) | 17(1) | 17(1) | 17(1) | 17(1) | 17(1) | 17(1) |
| 計 | 49(9) | 50(9) | 51(9) | 51(9) | 51(9) | 51(9) | 51(9) | 52(10) | 52(10) | 51(10) |

() 内数字は支部会員数で内数である。

中部支部10年のあゆみ

中部支部では、社団法人が設立されて以来、関係官庁、関係機関に対して「全国道路標識・標示業協会」の存在を周知して貢うべく、組織の活動実態等積極的にPRすると共に、組織の強化を図るため、未加入業者に対する入会促進を活発に行なった。その結果、会員も昭和61年に54社であった正会員が75社と10年間に39%増加した。

協会活動も、県協会が地域の実情に即応した活動が活発化しており、その現われとして平成4年11月、岐阜県協会では、県独自で社団法人岐阜県道路交通安全施設業協会を設立し、全国道路標識・標示業協会の傘下で地方色を活かした運営がされている。

従って、支部の組織活動を含めた運営も逐年改変し、支部の存在は、各県協会組織が円滑に機能するよう、全標協本部と県協会を結ぶジョイントであり、情報収集、伝達、各県協会相互間の連絡調整が主たる潤滑油的な機関に変化しつつある。

以下10年間の中部支部における活動状況の一端を紹介する。

1. 各種委員会活動

支部には、設立当初から、総務、教育、標識、標示、防護柵、新製品開発等8つの委員会が設置され、それぞれ支部役員を委員長として、活発な活動が展開されてきたが、各県協会の地域活動が活発化すると共に、各県協会内に同一組織が設けられ、地域に沿った有機的な運営が行われることとなり、平成2年度以降支部における委員会の活動も、県協会における懸案事項を中心テーマとして、検討する方向に移行している。

なお、支部においては、建設省中部地方建設局始め道路管理者の発注に係る道路標識整備計画作成に伴う、点検調査の実施要領、市場単価導入に伴う調査の適正を期するための指導要領、並びに路面標示施工技能検定の運営等、各県協会に共通する諸問題については、その都度委員会を招集実施している。

2. 各種の研修行事

支部会員の技術技能の向上、及び高度な知識の修得等を目的として、次の施策を推進している。



特別講演会 S63.8曹洞宗、大宝寺住職 雲輪大法師

(1) 特別講演

昭和61年以降、支部の通常総会等会員の全員が集合する機会に、おおむね1時間30分位特別講演の機会を設けており、講師は、各界の著名な方々を招へいし、会員に対する知識の向上に努めている。

(2) 研修会・講習会

昭和61年以降支部が主催した研修会は、標識令改正、道路標識と都市景観、利用者が期待する道路標識、道路標識整備計画委託業務の効果的な実施、市場単価制度導入に伴う積算の適正化、路面標示施工技能検定受験者への事前研修等を実施した。

なお、各県協会においても、昭和61年以降独自に年2回～3回研修会等を実施している。

(3) 連絡懇談会

支部では、毎年6月から7月にかけて、8月上旬に行われるみちフェスティバル8月中、下旬には、10月上旬に行われる全国道路標識週間のそれぞれ協賛内容などについて、支部役員、事務局が参加して懇談会を行っている。

各県協会では、毎年、定例的行事として、県警交通規制課及び会計課幹部を交えて関係会員が参加し、懇談会を開催している他、各県土木部道路維持課を始め、関係官



道路標識 技術研修会 S63.10

府主管部門の幹部の出席を得て道路標識、道路標示等の施工の適正、安全を期すため、指示連絡を受けると共に相互の意見交換を行っている。

(4) 海外視察研修

支部では、昭和55年から隔年で、欧米を始め各国の道路事情と交通安全施設の設置状況を視察し、併せて主要都市の関係官庁を訪問し、現地担当官の説明を受け、また、質疑応答による懇談を行うなど研修旅行を実施した。

3. 協賛行事

支部における関係機関の主催する行事に次のとおり協賛を行っている。

(1) みちフェスティバル（8月上旬の第一土曜日に開催）

平成4年より主催者中部地方建設局に協賛し、道路標識等のソーラーシステム装置を展示説明をした外、来訪者にかき氷（2,000人分）を提供した。

(2) 愛あいフェスティバル（10月上旬の第一土曜日・日



みちフェスティバル会場（名城公園内）H6.8

曜日に開催）

平成2年より、道路管理者、NHK、中日新聞主催に協賛し、道路標識、反射材使用の資器材、発光ダイオード製品等を展示し、担当者が説明をした。

(3) 全国道路標識週間（10月1日～7日まで開催）

昭和53年度より協賛しているが、平成2年度より、中部地方建設局交通対策課が主催する「標識改善懇談会」の運営に協力すると共に、支部長、県会長が委員として出席している。

また、街頭広報、標識アドバイザー等に組織を挙げて協力した。

(4) 全国交通安全運動

毎年実施される全国交通安全運動には、各県協会において、街頭活動への参加、会員会社内におけるスローガン実践のための安全教育を実施している。

その他支部の事業として、建設省中部地方建設局を始め、道路管理者の発注に係る「標識調査委託業務の受託等を通じて、主管官庁の信頼関係の高揚に努めている。

今後、支部運営の課題として新製品、新工法の開発及び主管官庁への陳情を活発化する等、事業量の増大確保を図り、業界の発展に期するための施策を推進すると共に、地域の実情に合ったミクロ的なキメ細かい協会運営が展開されるよう各県協会の組織力強化に重点を指向したい。

過去10年間の会員数の推移

（中部支部）

| 県別 | 昭和61年 | 昭和62年 | 昭和63年 | 平成元年 | 平成2年 | 平成3年 | 平成4年 | 平成5年 | 平成6年 | 平成7年 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 愛知県 | 38(13) | 39(13) | 42(13) | 43(13) | 43(13) | 43(13) | 45(13) | 46(14) | 48(14) | 48(14) |
| 静岡県 | 14(4) | 15(4) | 15(4) | 15(4) | 15(4) | 16(4) | 16(4) | 16(4) | 19(4) | 19(4) |
| 岐阜県 | 9 | 9 | 10(1) | 11(1) | 11(1) | 12(2) | 12(2) | 15(2) | 16(2) | 16(2) |
| 三重県 | 10 | 11 | 11 | 11 | 11 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 計 | 71(17) | 74(17) | 78(18) | 80(18) | 80(18) | 83(19) | 85(19) | 89(20) | 95(20) | 95(20) |

（ ）内数字は支部会員数で内数である。

関西支部10年のあゆみ

昭和61年協会設立10年を区切りとして、20周年を迎ってその間、当支部にあっては、関係各官庁と関係団体の皆様には格別のご支援とご指導をいただき、また支部会員各位の支援をいただきながら支部組織の充実強化を図る等、多年の懸案事項や諸問題解決と実現に努めるための支部運営を実施してまいりましたが、その間我が国経済はバブルの崩壊から長期不況と当業界も厳しい時代を迎えてまいりました。また当業界の公共工事をめぐる諸情勢は建設業や公共事業の入札ガイドラインや、経審の改正等時代の転換期を迎えました。折柄の昨年1月17日未明の阪神・淡路大震災は当業界会員会社にも多数の社屋崩壊等の被害は平常業務にも多人数の影響を与えたものであります。今後支部会員は被害のあった会員を支援するとともに、各会員会社が職場環境の改善点には、公共工事発注の平順化、工事の適正価格の維持等々の諸問題に取り組む一方、各会員会社の経営の近代化、合理化に取り組む外、施工技術、技術のレベルアップを図るための積極的に推進いたしたいと存じています。

1. 最近10年の支部会員等の推移（別表）

(注)全標協設立当時の昭和51年の会員数45社（正会員31社、支部会員14社）が、10年後の昭和61年の会員数は56社で、この10年間での新入会員は僅か11社で、更に10年の平成7年に20周年を迎えての会員数64社で（正会員45社、支部会員19社）で増加会員は12社で関西支部会員の組織率は各支部に比べて最低の現状は大変残念に思っています。今後支部組織を強化充実するための新規会員数の拡大に努力を続けたいと思っています。

2. 支部活動の状況

当支部の事業活動は毎年度に事業計画の重点を決め更に年間の事業計画に基づき常に積極的に実施しています。支部組織の中心は幹事会（支部長1名、副支部長3名、幹事19名）で組織されています。常設委員会は総務、標識、標示、安全、防護柵、広報の6委員会には会員各社参加として常設されています。府県協会は和歌山県を除き2府4県に設置しています。幹事会、各委員会は常に関係行政

官庁や諸団体と常時連携を保ち、支部の健全な発展と信頼を得るため支部主催の懇談会、研究会、講習会を開催し、専門的技術、技能、知識向上のためご指導をいただく一方、関係官庁の行事等には常に積極的に協賛し更には、日常実労を通じて、当業界発展に多大の成果を収めています。

①○官公庁の懇談会打合せ等は建設省近畿地方建設局各課と支部幹事並びに各委員会の委員長、副委員長が出席更に毎年2回は定期的な官公庁の懇談会を積極的に開催する等多大の成果をおさめています。

○支部広報紙は10周年記念を機に昭和61年創刊以来毎年4回既に40号を会員に配布しているところであります。また支部会員名簿と協会概要は2ヶ月毎に1200冊を発刊、関係官公庁他各団体にPR用として無償配布しています。

○その他各種行事については交通安全運動、道路月間、道の日、土木の日、標識週間等の各種会議や、諸行事にはポスターその他広報用、幕、ビラ等を提供すると共に各行事について支部長、幹事、各府県協会それに多数参加出席協賛に努めています。

○支部会員相互の親睦と、健康増進のため毎年支部会員を中心にソフトボール大会、宿泊懇親会コンペ等も開催され協会会員の団結と相互の信頼に努めています。

○平成7年1月17日未明に発生した阪神淡路の大地震災害には建設省、警察庁、各府警本部、その他地元県各自治体からの要請に応えて交通災害対策に基く各種の援助活動を、兵庫県協会会員を中心としたボランティア活動を長期間協力し実施する。また当支部にあっても全標協本部の要請による交通規制、緊急器材の確保、輸送に協力いたしました。

○全標協本部と関西支部が協力して、被災地域の会員会社及び各従業員に対する、被害状況の調査に併せて、被害会員会社並びに従業員に対する援助活動と、見舞金の贈呈、義援金の募金活動更には多大の被害を受けた協会員の会費の減免措置を検討実施いたしました。

◎路面標示技能検定については、毎年多数の受験者があり、この10年間の受験者総数は499名である。また、実技検定試験実施には、各県警察本部、近畿地方建設局各工事事務所担当官の、試験会場の視察が行われる等ご当局の関心を深めています。

◎また中部支部と、当支部の定例懇談会を定期的に開催し、相互に協会活動のあり方に成果を収めています。

3. 21世紀をめざして支部活動の目標

当支部は21世紀に向け、全標協法人化30年に向ってさらなる発展をめざして、全標協本部の中長期的な活動に



沿ってまた新しい時代の要請に対応しての支部活動を下記により積極的に推進いたします。

(1)関係官公庁の信頼を高めるために各企業の近代化に対応して道路標識、標示工事の調査研究を始め施工技術、技能のレベルアップに必要な研修会、講習会等を継続的に実施いたします。

(2)当支部の多年の懸案事項になっています新規入会員の拡大を最重点に各府県協会と支部組織の充実と活性化を推進いたします。



過去10年間の会員数の推移

(関西支部)

| 府県別 | 昭和61年 | 昭和62年 | 昭和63年 | 平成元年 | 平成2年 | 平成3年 | 平成4年 | 平成5年 | 平成6年 | 平成7年 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 大阪府 | 31(15) | 33(15) | 33(15) | 35(16) | 35(16) | 36(17) | 34(17) | 34(17) | 34(17) | 34(17) |
| 福井県 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 滋賀県 | 3 | 4 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | 6 | 6 |
| 京都府 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| 兵庫県 | 12(2) | 12(2) | 12(2) | 13(2) | 13(2) | 13(2) | 13(2) | 14(2) | 14(2) | 14(2) |
| 奈良県 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 和歌山県 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 56(17) | 59(17) | 58(17) | 61(18) | 61(18) | 61(19) | 60(19) | 61(19) | 63(19) | 64(19) |

() 内数字は支部会員数で内数である。

中国支部10年のあゆみ

中国支部は、5県の県協会により組織され、それぞれ地域に密着し活発な協会活動を展開しています。その多くは地道な協会活動であり、業界及び会員の地位向上に努めています。

中国支部会員の意思の疎通を図り、隣接の他支部の活動状況等参考にしながら、更に資質の向上を図るべく、九州支部、四国支部、ときに沖縄支部のご参加を得て各県持ち回りで開催されている3支部会議にも積極的に参加してきました。

基本的には、地域住民一人一人の命を守ると言う「草の根」的な活動が社会に認められ、現在の安全施設業が有ることに感慨を覚えます。

今後とも初心を忘ること無く、地域に密着した業界で有りたいと思うし、それこそが、我々の生きる道であり、使命と考えています。

業界を取り巻く不安定要素の中で過去10年を振り返り、身の引き締まる思いですが、反省もあり慶びもあった事例の幾つかをご紹介いたします。

1. 反省

1988年（昭和63年）～1989年（平成元年）にかけて多発した標示工事の事故例と、その対策について（要約）

1) 車両火災 2件（88年8月・89年9月）

（原因）ガスボンベ充栓の締めつけ不十分により漏れた少量のガスに引火、更に車上の機材に引火炎上した。

（対策）※消防センターにおいて研修

（1）各社の作業責任者及び作業員が参加し、火災発生のメカニズム等について受講

（2）消火活動の実技体験

※講習会開催及び改善について

（1）ガス取扱いの基本

（2）移動車両用ガス警報機の取り付け

（3）道路標示工事安全対策マニュアルの作成

（教訓）（1）単発的な対策では、事故の後追いになるだけである。

（2）原点に帰って、総合的、定期的な訓練、教育が

必要である。

2) 信号機のある交差点における誘導ミス

（原因）ガードマンとの（作業内容）ミーティング不足がガードマンの判断ミスを招いたと思われる。

（対策）（1）警備会社と協会の合同講習会を開催し、誘導の問題点及び規制方法の再点検に付いて討議検討を行った。

（2）「緊急安全対策委員会」を設置、「巡回点検表」を作成、安全パトロールを実施し、現地で点検表を手渡し改善を指示した。

（教訓）安全作業には「常識」は通用しないということ。

2. 慶び（平成3年）

1) 専門工事業振興功労者受賞

当時の中国支部長宮川勇氏が、専門工事業振興功労者として「勲五等瑞宝章」を受賞された。

当業界初の栄誉として、衆議院議員栗屋先生、元参議院議員増岡先生、（社）全標協神宮司会長（当時）を始め約200名の方々のご参加を頂き祝賀会が開かれた。

宮川勇氏は、平成元年建設大臣表彰、平成3年広島市長表彰に続く栄誉であり、業界挙げてお祝い申し上げた。

2) 優秀施工者建設大臣顕彰受賞

当業界初の栄誉ある受賞者、山根茂男氏他の方々が受賞された。

（1）第一回受賞者（平成4年度）

エイト交設株式会社 山根茂男氏

（2）第二回受賞者（平成5年度）

山陽ロード工業株式会社 山下正弘氏

（3）第四回受賞者（平成7年度）

株式会社ミカド交設 金子政行氏

上記の方々は業界の牽引車として御活躍中である。

3. 「土木工事施工単価調査」協力について（平成4年）

調査対象工種のうち「~~区画線工~~」の調査実施地区として、建設省北陸地方建設局及び中国地方建設局が選ばれ、調査に協力した。

調査実施には、（財）経済調査会、（財）建設物価調査会、のご指導とご協力を頂き乍ら、両調査会と共に中国5県、各県協

会で説明会を開催し、会員のご理解を頂いた。その結果、「区画線工」の実情を知り、些かなりとも業界の意識向上に寄与したものと思っている。

その他、道路標識設置工に付いても、全標協高村委員が精力的に活躍中である。今後も、業界及び会員の地位向上の為の努力を、会員各位と共に続けたいと思う。

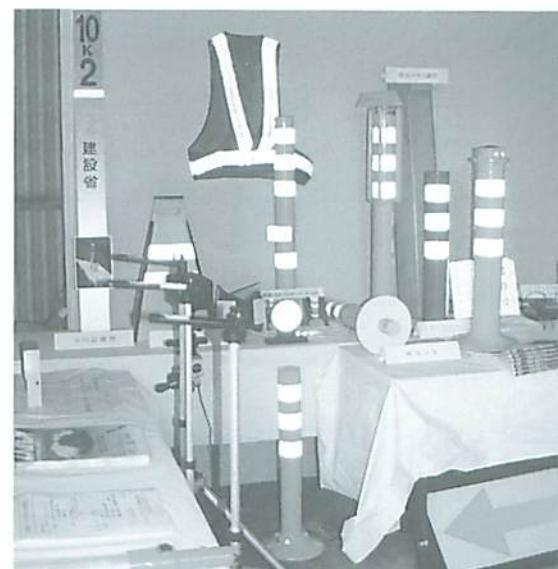
4. ミニ土木展への出展協力について

業界及び会員の地位向上は、発注各機関の信頼と、理解

抜きでは考えられない。そのために、建設省中国地方建設局主催の「見る、聞く、触れる、ミニ土木展」へ、実行委員の一員として委嘱を受け、毎年出展している。

出展は、会員以外の会社へもお願いし、新技術の紹介を行い乍ら、全標協と「専門工事業」への理解をお願いしている。

以上支部会員各位の平素のご協力を感謝しつつ、支部活動の一端をご紹介しました。



過去10年間の会員数の推移

(中国支部)

| 県別 | 昭和61年 | 昭和62年 | 昭和63年 | 平成元年 | 平成2年 | 平成3年 | 平成4年 | 平成5年 | 平成6年 | 平成7年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 広島県 | 20(5) | 21(5) | 21(6) | 22(6) | 22(6) | 21(5) | 25(5) | 25(5) | 25(5) | 25(5) |
| 鳥取県 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 8 |
| 島根県 | 7(1) | 7(1) | 7(1) | 8(2) | 8(2) | 8(2) | 9(2) | 9(2) | 9(2) | 6(1) |
| 岡山県 | 7 | 7 | 7 | 7 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 山口県 | 9(1) | 9(1) | 9(1) | 9(1) | 9(1) | 9(1) | 9 | 10 | 11 | 11 |
| 計 | 47(7) | 48(7) | 47(8) | 49(9) | 51(9) | 50(8) | 55(7) | 56(7) | 57(7) | 59(6) |

() 内数字は支部会員数で内数である。

四国支部10年のあゆみ

◎青年部会の活動

昭和59年2月、支部の堅実な将来の発展と会員相互の理解と協力を深めるため研修とスポーツ等で親睦の輪を広げて業界の共存共栄の実をあげることを目的とした青年部会を発足した。

(会員資格要件は、年齢25歳以上38歳未満とし40歳で退会する。会社の交安事業に携わる代表的な社員及び役員。)

1 現在、部会長以下20名が毎年毎に各種事業を企画推進し、協会の中核として意欲的に活動中でありその事業の一例を紹介する。

2 研究発表のテーマ（抜粋）

- 照明灯設置施工手順車両用弹性防護柵
- 雨天（夜間）時に視認できる区画線概要
- 美しい景観めざす「もの」づくり
- 道路付属物の積算、SAS（空間設計）
- 道路標識工事積算（市場単価）について
- 交差点処理とカーブ対策について
- 警戒標識とミルシートについて



同の講習会を開催した。

1 講義テーマ、講師名

- 案内標識の管理評価システム、キロポストの整備、夜間、雨天の路面標示施工について
建設省土木研究所 技官 酒井洋一
- 標識令の改正趣旨、内容と改正後の標識等の設置運用に関する基準
警察庁交通規制課 係長 難波健太
- 第11次道路整備5箇年計画の四国における重点施策について
四国地方建設局道路計画第一課 課長 石川雄章

- 交通安全施設及び標識標示施工上の問題点
四国管区警察局交通課 補佐 福富宣治
- 交通事故と損害賠償について
交通評論家 諸岡昭二

2 受講者その他

- 受講者数 158名
会員等92名
官公庁66名（地建16県警5県土木45）
- 受講内容については、講演集を作成し、会員並びに関係発注行政官庁へ贈呈した。

◎独占禁止法遵守講習会

会員並びに営業担当者を対象とし、平成5年7月29日、サンイレブン高松において講習会を開催、法の無知による違反行為の絶無を期した。（受講者数 60名）

1 独占禁止法の遵守について

公正取引委員会事務局四国事務所



◎21世紀を展望する標識標示等交安施設講習会

平成4年度の支部講習会は、「道路標識区画線及び道路標示に関する命令」の改正があったので、四国地方建設局道路部と四国管区警察局公安部の後援を得て、平成4年10月16日、香川県土木建設会館（高松市）において官民合

九州支部10年のあゆみ

昭和51年4月、全標協が社団法人として認可を受けた後、昭和53年9月、福岡市内に常駐事務局として開設(会員36)。

1.各種委員会活動

標識、標示、防護柵の各委員会を組織し毎年3~4回、単独又は合同の会合を開催、夫々の技術開発、施工要領の研修、問題点の討議、関係官庁との連携を図っている。最近の主なものを簡記する。

- (1) 平成3年3月、標識委員会では九州地建道路部から「キロポスト(地点標)」の設置を受託。その施工要領の討議研修、発注者、メーカー側との協議、打合せを行う(以後数回継続)。
- (2) 平成3年4月、3委員会合同による建設物価調査会、経済調査会双方の担当者の市場単価調査についての説明会、討議を行う
- (3) 平成4年7月、3委員会合同で九州地建道路部担当者から「標識、標示等の現状と展望について」の講話を聞いて研修、認識を深める。
- (4) 平成5年5月、さきに改正された標識令に基づき「標識、標示の設置共通仕様書改定版」の作成製本を行い関係官庁、会員へ配布した。
- (5) 平成6年、安全対策委員会を設置し「工事現場における事故防止マニュアル」の作成製本を準備中である。

2.研修会の開催状況(最近の主なもの)

- (1) 平成2年9月、支部役員会において九州地建担当職員による「道路整備の現状と展望について」講話を受け、活発な意見交換を図り研修。
- (2) 平成3年9月、九州地建道路部から「夜間(雨天時)における高視認性標示材による試験工法を受託、福岡、長崎、熊本において夫々施工、その結果を3年間に亘り調査データ化し三者(九州地建、メーカー、協会)による協議研修を行う。
- (3) 平成5年6月、公正取引委員会九州事務所職員の「独禁法遵守の手引き」に基づく講演を聞いた後、質疑応答式の研修を実施する。
- (4) 平成7年8月、建設物価、経済調査両調査会から講師を招致し市場単価調査の回答率向上の効果的対策について

ての討議意見交換を行う。

- (5) その他随時、暴力追放活動の一環として県警担当職員から「暴力団の対応十ヶ条」を中心に説明を受け暴力団対策の研修を行っている。

3.講習会の開催

- (1) 昭和60年から毎年、路面標示技能検定試験全員合格を目指し職能開発協会長委嘱の検定員による模擬実技試験による実習、学科講習を開催している(毎年10名~20名受講)。
- (2) 平成元年11月、県警会計、交通規制課担当職員から公共工事の契約事務手続き、工事の安全対策、施工要領等についての講習会を開催(130名受講)。
- (3) 平成2年7月、AIU 保険会社講師から会員(職長)を対象に労働安全に関する講演、スライド上映、各種事故事例を数グループで討議発表を行う(受講者数55名に対し講習終了証交付)。
- (4) 平成2年11月、熊本県協会(支部支援)は、財道路環境研究所職員による「豊かさの感じられる道路」をテーマに講演、スライド上映の講習会を開催。

4.各種協賛行事

- (1) 昭和60年から毎年、九州地建主催の道路展、道路標識週間に際し標識の展示・標識等の解説文を掲示し啓蒙活動を行っている(別添写真のとおり)。
- (2) 昭和60年から毎年7・8月開催される「交通事故をなくす福岡県民運動本部」主催の「交通安全フェア」に標識並びに標識等の設置管理者、解説文を掲示し一般への啓蒙活動を行っている(別添写真のとおり)。
- (3) 平成7年11月 鹿児島県協会(支部支援)では、鹿児島工事事務所と共に「住む人の心を結ぶこの道路」をテーマに土木フェスタを開催、標識等の写真パネルを展示し啓蒙を図っている。
- (4) その他例年、暴追協、道路使用適正協への協賛を行っている。

- (5) その他の活動として平成2年10月、長崎県協会では、「長崎安全大会」を開催し講話、協会会員の表彰、交通安全宣言文の採択、大分県協会では、毎年春秋の2回交通安全施

総務課長 中村浩通

2 独占禁止法遵守上の諸問題

支部相談役 堀 竹治

※テキスト名

- 入札談合に係る独占禁止法等の措置
- 独占禁止法遵守マニュアル（支部発刊のもの）

◎私達の新技術21世紀の交通安全施設（資器材）展示会

会員各社の施工技能、技術及び工事使用資器材に対する知識の向上を図るとともに最近の交通安全施設（資器材）の関係新商品を広く一般にも紹介し啓蒙することを目的として、展示会を開催した。

1 日時・場所

第1回 平成5年11月30日(10:00 - 17:00)

香川厚生年金会館(1F 及び駐車場)

第2回 平成6年9月27日 - 28日(2日間)10:00 - 15:00

愛媛厚生年金休暇センター（体育館）

2 出展会社、展示品

出展は、四国支部賛助会員が行い第1回12社、第2回18社が、自発光標識・高輝度標示板、太陽電池関係商品等開発新商品多数を展示するとともに来場者に展示品の機能を説明及びパンフレット等を配布した。

展示会場へは、四国地方建設局の局長以下幹部を始め管内各工事事務所及び県土木事務所、県警本部等から多数



の担当官が来場したほか関係企業や一般見学者を含め両会場とも約250名が見学するという盛況で交安施設工事用資器材に対する知識及び重要性を理解させる等有意義な展示会として発注官庁担当官から好評を得た。

◎官庁懇談会

平成6年5月12日(17:00 - 18:00)香川厚生年金会館(3F 琴平の間)において、地建幹部と支部役員による懇談会を開催した。

1 出席者

○四国地方建設局 高橋道路調査官

丸岡道路情報管理官

○四国支部 林支部長ほか12名

2 議題

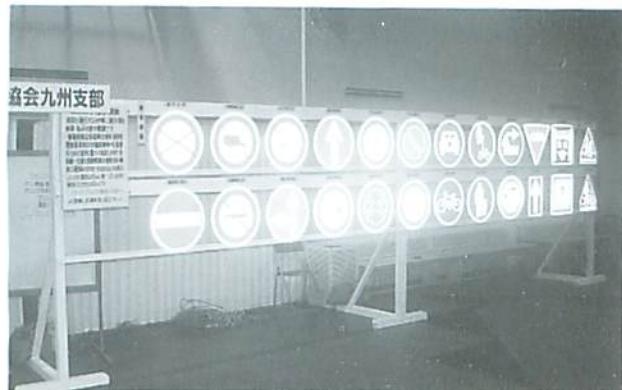
交通安全施設工事施工上の諸問題

過去10年間の会員数の推移

(四国支部)

| 県別 | 昭和61年 | 昭和62年 | 昭和63年 | 平成元年 | 平成2年 | 平成3年 | 平成4年 | 平成5年 | 平成6年 | 平成7年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 香川県 | 12(3) | 12(3) | 12(3) | 12(3) | 12(3) | 12(3) | 12(3) | 12(3) | 12(3) | 11(2) |
| 徳島県 | 12 | 12 | 13 | 14 | 14 | 14 | 14 | 15 | 15 | 15 |
| 愛媛県 | 10 | 10 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 高知県 | 10 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 8 | 11 | 11 |
| 計 | 44(3) | 43(3) | 45(3) | 46(3) | 46(3) | 46(3) | 46(3) | 46(3) | 49(3) | 48(2) |

() 内数字は支部会員数で内数である。



設の点検清掃等の奉仕活動を行っている
また支部のレクリエーション活動として毎年、魚つり大会、ゴルフコンペを開催し会員相互の融和、コミュニケーションを図っている。

(註) 以上主なもののみ簡記したが、同じ内容を繰り返し開催しているもの、定例的会合、行事等は紙面の都合で省略した。



過去10年間の会員数の推移

(九州支部)

| 県別 | 昭和61年 | 昭和62年 | 昭和63年 | 平成元年 | 平成2年 | 平成3年 | 平成4年 | 平成5年 | 平成6年 | 平成7年 |
|------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 福岡県 | 21(7) | 20(7) | 28(8) | 30(8) | 32(8) | 32(8) | 33(8) | 33(8) | 33(8) | 32(7) |
| 佐賀県 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長崎県 | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 熊本県 | 9(1) | 9(1) | 9(1) | 9(1) | 9(1) | 9(1) | 9(1) | 9(1) | 9(1) | 9(1) |
| 大分県 | 4(1) | 4(1) | 4(1) | 3(1) | 3(1) | 3(1) | 3(1) | 3(1) | 2 | 2 |
| 宮崎県 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 鹿児島県 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 計 | 41(9) | 40(9) | 47(10) | 50(10) | 52(10) | 52(10) | 56(10) | 56(10) | 55(9) | 54(8) |

() 内数字は支部会員数で内数である。

沖縄支部10年のあゆみ

沖縄支部における各年毎の活動状況は次のとおりである。(毎年事例の行事は省略した。)

昭和61年

- 1、4月1日国幸興發株が正会員として加入、支部会員9社となる。
- 2、6月17・18日関係官庁にたいして①交通安全施設の分離発注について、②路面標示施工技能士の現場常駐制採用について、③南仲道路交通安全施設工事の分離発注について陳情を行った。
- 3、11月25日路面標示施工技能士検定試験に24名が合格、合格証及びバッジの交付式を行った。

昭和62年

- 1、2月10日南仲自動車専用道路の標識設置工事に対して支部会員全員が指名された。
- 2、3月14日第42回国民体育大会実行委員会に対して100万円を寄贈し、海邦国体募金に協力した。
- 3、5月22日、30日国体関連道路に対する安全施設工事について標識委員会を開催した。
- 4、9月16日～9月25日関係官庁に対し標識標示等関係工事の発注について陳情を行った。
- 5、10月22日 国体主会場の交通規制に伴う移動標識の設置について、県警と協議をした。
- 6、11月26日海邦国体開催に伴う交通規制への協力に対し県警本部長から感謝状が贈られた。

昭和63年

- 1、6月16日那覇空港自動車道建設促進期成会が設立され、会員として参画し促進への協力を図ることにした。
- 2、7月5日～30日関係官庁に対して安全施設関連工事の発注について陳情を行った。
- 3、4月、7月、9月、12月に実施された交通安全県民運動に際し新聞2社に広告を行い、広報に協力した。(毎年実施)
- 4、7月8日臨時総会を開催し、支部長山里智永、副支部長垣花邦彦 幹事阿部進、我謝孟正を承認選出し、任期は1年とした。
- 5、8月道路を守る月間に對して新聞広告、ポスター、チラシの掲示配布を行い広報に協力した。(毎年実施)
- 6、10月「標識週間」の実施に伴い、電光掲示板による標

語の放映、及び新聞広告により協力した。(毎年実施)

- 7、10月7日「全標協沖縄概要」を作成関係機関へ配布した。

平成元年

- 1、3月1日「道路標識標準積算資料」を関係機関へ配布した。
- 2、5月27日～6月28日関係官庁に対して、交通安全施設関連工事の発注について陳情を行った。
- 3、8月10日「道の日」新聞広告、街頭パレードに参加し、広報活動を行った。(毎年実施)
- 4、12月21日沖縄総合事務局から区画線の視認性について調査業務を受託し、調査を開始する。

平成2年

- 1、4月24日～26日関係官庁に対して安全施設関連工事の発注について陳情を行った。
- 2、7月31日支部創立15周年記念式典及びチャリティゴルフ大会を、全標協本部副会長出席のもと開催し、収益金1,153,815円は8月3日沖縄県交通児育成会へ寄付した。
- 3、10月1日標識標示設置工事に伴う安全対策について、県警と協議を行った。
- 4、11月28日激化した暴力団抗争事件警戒取り締まりの県警にたいし栄養ドリンク剤2,000本を贈り激励を行った。
- 5、12月3日暴力団抗争事件対策用バリケード30脚を県警に寄贈した。

平成3年

- 1、1月11日標識調査業務について沖縄総合事務局から受託する。
- 2、3月20日交通規制と標識標示の設置施行要領について、県警と研修会を開催した。
- 3、5月25日～8月1日関係官庁へ安全施設関連工事の発注について陳情を行った。
- 4、6月25日北部国道事務所から標識調査業務を受託し調査を開始する。

平成4年

- 1、1月7日沖縄県交通遺児育成会から資金造成協力にたいして感謝状が贈られ受領する。
- 2、9月18日(資)三倉工業が正会員として加入し、支部会員数は9社となる。
- 3、10月14日県警、労基署による標識標示工事に伴う安全対策について研修会が開催された。
- 4、11月16日北部国道事務所より道路標識設計業務を受託する。
- 5、11月28日暴力団追放沖縄県民会議の設立に伴う資金造成協力に対し感謝状が贈られ受領する。

平成5年

- 1、2月6日、13日、20日、26日、3月1日、北部国道より受託した標識調査について標識委員会を開催した。

平成6年

- 1、1月31日道路案内標識検討業務を沖縄総合事務局から受託、適切に納入した。
- 2、4月1日(株)沖縄工設、(株)沖縄道路興業の2社が正会員として加入し、支部会員11社となる。

- 3、6月7日～9月20日関係官庁に対して交通安全施設関連工事の発注について陳情を行った。
- 4、6月14日暴力団追放沖縄県民会議の賛助会員として加入し資金造成に協力する。
- 5、8月30日県警から「道路標識の視認性に関する調査業務」を受託し適切に納入した。

平成7年

- 1、2月2日、1月17日発生した阪神・淡路大震災にたいし、日本赤十字社沖縄支部を通じて義捐金を拠出し被災者の援助に協力した。
- 2、4月1日(株)南星が正会員として加入し、支部会員12社となる。
- 3、7月11日～31日関係官庁に対して安全施設関連工事の優先発注について陳情活動を行った。
- 4、7月27日、8月3日、5日(社)沖縄建設弘済会から受託する標識調査業務の実施推進方法について、標識委員会を開催した。
- 5、8月7日全標協会長、副会長、専務理事と当支部会員との連絡会議を開催した。

過去10年間の会員数の推移

(沖縄支部)

| 県別 | 昭和61年 | 昭和62年 | 昭和63年 | 平成元年 | 平成2年 | 平成3年 | 平成4年 | 平成5年 | 平成6年 | 平成7年 |
|-----|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 沖縄県 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 | 8 | 9 | 9 | 11 | 12 |

資 料

全標協ビジョン——21世紀への新たな展開——

このビジョンの一

目的： 21世紀に向けて、これまでの成果のうえにたち、全標協をさらに着実に発展させていく道じを明らかにするため策定したものである。

役割： 基本的な役割は、次の2つである。

- ① より好ましく、かつ、実現可能な全標協の将来像についての展望を明らかにすること。
- ② 全標協運営の基本方向を定め、重点となる施策の目標と手段を明らかにすること。

性格： 中・長期的な全標協運営の基本指針としての性格をもつものである。同時に全標協がめざす方向を示すことにより、広く理解と協力を求めていくものである。

内容： 次の2つの内容をもつものである。

- ① 基本構想（21世紀初頭を目指）

社団法人の basic 理念にてらして、21世紀初頭における全標協のるべき姿を描くとともに、それを実現していくための施策の基本的な方向を明らかにするもので、「ビジョン策定の背景」、「ビジョンの基本理念」と「施策の基本方向」がこれである。

- ② 事業概要

21世紀の将来像を実現していくために「施策の基本方向」に沿って全標協が平成7年度からの5か年間（第1次推進期間）に計画的に推進する主な事業の概要を明らかにするもので、「主要施策」がこれにあたる。

I. ビジョン策定の背景

——なぜいまビジョンなのか

——要 約——

次第に明らかになりつつある21世紀に向けての社会・経済の変化、社会の大きな関心事となった建設市場の信頼性、公共工事の入札・契約制度等の改革など、これらに対応して当協会としても取り組むべき課題が山積し、新たな事業活動の積極的な展開に迫られている。

ときあたかも本年4月公表された建設産業政策大綱（以下「政策大綱」という）では、新たな競争的環境の到来に伴い、新しい競争の時代を乗り切るために各業界ごとのビジョンづくりが求められている。

そこで、21世紀への衣替えをめざして21世紀初頭における当協会の姿を想定しながら、いま全標協は何をなすべきかの基本施策をビジョンとして策定することとした。

——解 説——

世紀末の我が国の内外の情勢が混沌としているなかで、21世紀に向けての社会・経済情勢の展望については、経済の低成長が続く中で高齢化、新しい技術革新の波、産業構造のソフト化、国際化等の進展が大きな影響を与える要素であると見られている。

加えて、これから建設産業は新しい競争の時代を迎え、公共工事の入札・契約制度の改革等競争的環境は大きく変化

しつつあり、公共事業の実施に当っては高い倫理観と透明性を確保し、市場の信頼性を高めることが求められている。

また、国において現在、「第6次交通安全施設等整備事業五箇年計画」（1996～2000年度）の策定作業が進められており、国や地方公共団体での今後の交通安全施設整備については、適時的確な施策の高度化が進められることとなるので、新しい競争的環境に対応しながら6次五計に焦点を合わせた協会ビジョンを策定する必要がある。

このような情況下で当協会が解決しなければならない課題としては、内部の組織の見直しをはじめ、専門工事業としての資格制度の実現、防護柵等の調査研究、企業倫理の確立、労働時間の短縮、福利厚生の充実等その他新たな行政施策への協力参加など推進すべき課題が山積している状況にある。

更に、建設産業の信頼の確立とその活力の回復のため、本年4月建設産業政策委員会が「1995年建設産業政策大綱」を公表し、建設市場の基本的な視点を明らかにされたが、この政策大綱でも各業界ごとのビジョン作りが求められているところである。

以上の諸情勢を踏まえて、21世紀初頭における当協会の将来像を想定しながら、21世紀までの間になすべきことを主要課題としてとらえ、時代の変化に柔軟に対応していくための基本施策を中心に、ビジョンを策定するものである。

II. 全標協ビジョンの基本理念 ——原点に戻り、公益性の追求を

——要 約——

このビジョンは社団法人としてのビジョンであるので、その基本理念は、社団法人の公益性を基点として国又は地方公共団体が行う道路交通の安全と円滑の諸施策に協力するとともに、道路標識・路面標示等の開発研究、全国的な施工技術の向上等の事業活動を通じて会員のレベルアップを図り、会員全体の公共的な利益を増進することにある。

——解 説——

当協会は、標識・標示等の同一業界によって構成された団体、いわゆる業者団体的法人であるので、社会情勢の変化、会員のニーズなどによって業務領域の拡大をめざしたり、会員相互の情報交換や意思疎通を活かしたネットワーク型組織への変革が求められている。

しかし、公益法人である以上、当協会の基本理念としては、法人設立時の原点に回帰し、公益性を基点としたものでなければならない。

なお、公益法人をめぐる環境として時代の要請に基づいて諸制度が改善されていることにかんがみ、公益法人に対する国民の信赖性を高めるため、社会的ニーズにも対応して真の公益の実現のための活動を展開していく必要がある。

公益性とは、具体的には、次の2つに分けられる

- ① 国又は地方公共団体等の行う公共事業に寄与すること。
- ② 技術・技能の研修、研究開発、合理化促進等の事業活動を推進することによって、会員のレベルアップ、会員全体の公共的な利益を増進すること。

したがって、この原点を基本理念とし、ますます多様化、複雑化していく21世紀に向けて、らせん状に発展するような法人の歩みを続けていくこととなる。

III. 施策の基本方向

——21世紀に向けての新たな展開

1. 新しい潮流への対応

～高齢化、技術革新・情報化、国際化～

——要 約——

今後21世紀に向けてさまざまな社会・経済の変化が予想される。その中でもとりわけ「高齢化」、「技術革新・情報化」、「国際化」の3つの潮流が影響を及ぼすものと考えられる。協会としてもこれらに対し、基本理念を生かしながら対応していくかなければならない。

高齢化への対応としては、安全で住みよい生活環境の形成をめざし、高齢者対応の街づくりに寄与し、技術革新・情報化については、交通管理や道路管理の多種多様な新しいシステムに呼応して標識・標示の機能の高度化を図り、また、国際化の進展に伴って外国人技能研修生を受け入れることも、公益性の追求や当業界のイメージアップにつながる新たな施策の展開となる。

——解 説——

政策大綱では、21世紀にかけての我が国の経済社会の変化について高齢化、情報化、国際化、環境が例示されている。当協会にとっても、影響を及ぼすファクターとして見逃せない社会経済の潮流である。したがって、21世紀への施策を開発するにあたってこれらの変化への対応を考慮しなければならない。

(1) 高齢化への対応

高齢化の進行については、平成4年(1992年)に公表された厚生省人口問題研究所による日本の将来推計人口(中位推計)によると、総人口に占める65歳以上の人口の割合は1990年12.1%であったのが、2000年に17.0%、2025年に25.8%、2040年には28.0%と増加を続け、超高齢社会への過渡期が今後半世紀続くとされている。

このような高齢化の進行に伴い、社会における人口のバランス、世帯、地域の姿は21世紀前半でかなり変化することになる。

また、昭和61年6月に“人生80年時代”にふさわしい経済社会システムの構築をめざして「長寿社会大綱」が決定され、昭和63年10月にはこれを更に具体化したいわゆる「福祉ビジョン」(長寿福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について)が厚生省・労働省両省から発表された。この長寿社会対策の中で生活環境については各種公共交通施設の構造設備の改修により安全で住みよい生活環境の形成を目指している。このことから地域環境整備のひとつとして、高齢者、障害者などにやさしい社会資本の整備、生活環境の形成の視点から、高齢ドライバー向けの道路標識の視認性の研究などの課題に取り組む必要がある。

また、高齢者の知識・経験などが有効に發揮できるよう働きやすい職場環境の整備を図ることも労働力高齢化に対応した企業内の課題となる。

(2) 技術革新・情報化への対応

近年情報通信技術分野での技術革新は著しく、急速な情報化的進展を促している。技術革新・情報化は今や交通環境の創造、活力ある地域社会などを実現していく上で重要

な鍵を握るものとなっている。

21世紀に向けて地域の安全、平穏な生活の希求はますます強まり、国や地方自治体において災害情報システム、救急医療情報システム、交通管制システムなど技術革新や情報化の成果を地域社会の安全性や快適性の向上にむすびつけていこうとする動きが表れている。例えば、交通管制システムではUTMS（ユニバーサル・トラフィック・マネージメント・システム）をメインに交通流を総合的に管理し、安全快適にして環境に優しい車社会を実現していくという動きがある。これは、信号制御・交通管制機能の高度化、交通情報の収集、提供の強化、インテリジェント化を図るため、高度交通管制システム(ITS)、交通情報提供システム(AMIS)、動的経路誘導システム(DRGS)、交通灾害低減システム(EPMS)、車両運行管理システム(MOCS)、公共交通(バス)優先システム(PTPS)などをサブシステムとする21世紀の交通管理のトータルシステムともいわれている。交通管理には信号機と並んで道路標識・標示が不可欠の要素となるので、このようなシステムに標識・標示をどのように合理的に組み込んでいくかが今後の研究課題ともなる。

また、交通の流れの管理面に限らず、道路管理の面においても、従来の道路情報板や路側情報システム等の道路情報提供装置について安全性の向上、円滑性の確保、環境の保全への対応の必要性から新しい情報通信技術を活用した道路交通情報通信システム(VICS)による情報提供の一層の高度化が進行することに呼応して道路標識の機能の高度化を研究していく必要がある。

更に、利用者の利便性の向上の観点から道路標識と道路地図の連携による案内システム(歩行者への案内システムを含む)の普及が予想される。

このように技術革新、情報化の進展に伴って交通管理や道路管理の面で多種多様な新しいシステムが進行するので、道路交通安全施設業も時代の進展とともに徐々に技術・情報集約型のソフト産業へシフト化していかざるをえなくなる。

(3) 国際化への対応

21世紀にはボーダレスの時代に入り、あらゆる分野での国際化が一層進展てくる。政府開発援助(ODA)の拡大に見られるように経済超大国になった日本にとって、国際社会への貢献は国家としての責務であるという認識が広まる中で、建設業にも時代にふさわしい国際的な対応が求められている。

政策大綱では「国際協力の視点からの外国人技能労働者

の研修・技能実習については建設産業における労働力と明確な一線を画しつつ、着実にその成果を挙げていく必要がある」と示されているように、やがて当業界も海外技術協力への対応のため、海外研修生の受け入れの体制の整備が必要となってくる。ただし、「労働力と明確な一線を画しつつ」とあるように政策大綱では「国内の技能者で対応できる技能分野及び単純労働についての外国人労働者の導入が建設産業の労働条件の改善を遅らせ、さらには建設業の構造改革の推進にも逆行することとなるため、今後とも現行の枠組み(国内の技能者で対応できる技能分野及び単純労働者については出入国管理制度上入国を認めない方針)を堅持していく」と示されている。

当協会としては、外国人労働者を安易に受け入れることは低労働条件の固定化につながりかねないので、労働力不足対策の視点から考えるのは適当でないとの方針を堅持する。

また、国際化の進展に伴い外国人にとって住みやすく活動しやすい環境条件を整えていくために、外国人にわかりやすい道路標識についての調査研究を今後の事業活動の中で進めていく必要がある。

2. 新しい競争の時代への対応

～新たな競争的環境の到来～

—要 約—

当業界を取り巻く競争的環境の変化としては、昨年の建設業法の改正により、経営中止審査制度、入札契約制度等が改善されるなど制度の変容や道路交通安全施設に関するソフト業務に対する他業種からの新規参入の現象が見られる。

当協会としては、会員企業が価格競争や技術競争に堪える技術力・経営力を高めるための施策として資格制度の創設、福利厚生の充実など対応策を講ずるとともに、他業種からの参入に対応するため、ソフト技術開発の推進について努力しなければならない。

—解 説—

21世紀に向けて高齢化、技術革新・情報化、国際化等が一層進むなかで政策大綱では「新しい競争の時代」というキーワードにより、公共工事の入札・契約制度の改革、建設市場の国際化、市場競争を通じて良いものを安く求める国民ニーズの顕在化など業界を取り巻く競争的環境が変化していることを提言している。当業界をめぐる新たな競争的環境については、当面次のような制度の変容や新たな現象が注目される。

(1) 制度の変容

昨年(平成6年)6月に建設業法の一部が改正され、その主な内容は、①建設業の許可要件の強化(不良不適格業者に対する規制の強化)②経営中止審査制度の改善③建設工事

の適正な施工の確保と請負契約の適正化である。

経営評価制度については、従来主觀的小項目とされてきた「工事の安全成績」、「労働福祉の状況」が評価項目に加えられ、各評価項目のウェイトも見直された。

また、入札契約制度の改善については、いわゆる「発注改革」が進められており、一定規模以下の工事について今後どのような発注方式が採用されるかは基本的には発注者の選択に委ねられることとなり、指名競争方式に透明性、客観性、競争性が高められる措置が講ぜられる方向にある。

(2) ソフト分野の確立と新たな業態の形成

政策大綱では「ソフト業務に対する各業態からの参入と競争が促がされる結果、建設産業組織の枠組みが流動化してゆくことが考えられる」との指摘がなされている。

このようなソフト業務に対する他業態からの参入の現象は、当業界に関しても若干見受けられるところである。例えば、標識・標示業が新規参入が容易であることから、電子工業等のソフトの高度化が進んでいる大手他業界からの市場参入の機会を窺う兆候が見られる。

以上の制度の変容と新たな現象への対応を当協会としても十分検討し、施策を講ずる必要がある。

第1の制度の変容の対応策としては、会員企業の自立・自立の精神で高い倫理観と透明性をもって対応することが基本となるが、専門工事業としての技術と経営に優れた企業が市場原理に基づく公正な競争を通じて成長できるように、当協会としても技能士資格制度の創設や労働災害の防止策の推進、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、厚生年金基金等の加入、法定外労災保障制度の創設など会員企業の福利厚生の充実を促進するよう、新しい競争に堪え得る条件整備を進める必要がある。

第2の新規参入をめざしてくる他業種への対応策としては、各支部、各県協会でも参入予定の業界の動向についての情報を本部へ連絡するなど問題指向的な情報を収集するほか、会員の有力企業が技能・知識集約型システムを探り入れたソフト分野を確立し、将来、当業界が勞多くして益少ない低付加価値の分野のみを担わされることのないように、リードタイムをもって新たな競争的環境の変化に対応していくことが肝要である。

3. 業務領域の拡大と柔軟な対応

～交通安全二種事業としての拡充とソフト面での対応～

——要 約——

公益法人の事業内容にも時代の変化に対応した弾力性、柔軟性が求められている。当協会の会員の過半数が防護柵等の設置工事を業としている現状と交通安全施設事業の役割的重要性にかんがみ、新たな競争的環境のもとで環境の変化に適応していくためには、防護柵に関する調査研究と技能の向上を図ることが公益性の理念と会員企業の健全な発展を融合させていく上で不可欠なプロセスとなる。

このため、当協会の業務に防護柵等いわゆる交通安全二種事業を含め、その領域を拡大し、柔軟に対応していくことが中期的課題の一つとなっている。

また、今後国や地方公共団体の成熟期を迎えた道路標識、路面標示等の維持管理業務にどのような形で協力していくかを新たな事業領域の形成としてソフト面での調査研究を積極的に検討推進する必要がある。

——解 説——

標識・標示業は、企業の規模の差が大きいことから、会員各層にわたって企業の健全な発展が叫ばれるよう長期的視野に立った施策が必要となる。21世紀は経営基盤の安定が難しい時代であるだけに、道路交通安全施設業として果たす役割的重要性にかんがみ、当協会としては、意欲と能力の高い企業が成長しうる条件を整備し、新たな競争的環境への対応力を十分に整えたうえで、新たな需要に応えうるような柔軟な業務領域の形成を図る必要がある。

当面、業務領域の拡大に関しては、防護柵についての方針が一つの重要な課題となっている。21世紀に向けて、当協会が防護柵を含めた新たな業界団体として確立されるためには、会員の過半数が既に交通安全二種事業（交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法第2条第3項第2号イに掲げる道路管理者の行う事業）に該当する防護柵工事を業としている当業界の現状を重視し、現に部会・委員会の活動対象のひとつである防護柵に関する調査研究を公益性の向上の視点から一層充実させるとともに、会員の防護柵設置についての技術・技能の向上を図ることによって道路交通の安全に寄与し、これを協会の公の事業活動として認めてもらう必要がある。

このため、今後、防護柵設置要綱の改正等による新しい動きに対応し、施工業者の立場から、工事安全管理指針の策定や新工法の研究開発等、工事面を中心とした調査研究を積極的に進め、これらの成果を会員各社に還元するとともに、研究成果の積み重ねにより協会の技術的・社会的評価を高めながら、主務官庁の理解と協力を求め、協会の事業領域の拡大につなげていくことを基本構想の一つとして持っている。

なお、この構想を進めるにあたっては、防護柵関係団体との交流を密にし、慎重に運んでいくこととする。

また、20数年にわたる交通安全施設整備事業が計画的に推進されてきた結果、道路標識・標示等交通安全施設のストックは膨大なものとなっており、維持管理の効率化が各都道府県警察や地方自治体で総合的に検討されているところである。

このような情勢の中で、当業界としては過去に蓄積してきた道路標識の点検・診断や設置効果の調査測定など業界独自のソフト的な技術的有效活用を図り、この面から維持管理業務を積極的にサポートしていくことは、業界の技術的評価と社会的信頼を高めるうえからも極めて重要である。

なお、情報化・ソフト化の進展や維持管理の重要性の高まりの中で、官公庁等が膨大な道路標識や路面標示の適切良好な維持管理を行うためには、道路標識に関する情報を組織的、一元的に収集・管理するためのデータベースの構築に協力していくことも必要となるので、今後、このようなコンサル的分野についても時代の要請に柔軟に対応し、業界として必要なノウハウの蓄積を図り、支援協力体制の整備を進めるように努める。

IV. 主要施策

1. ネットワーク型組織の構築

～支部長会議の見直し～

——要 約——

21世紀に向けて地方都市相互のネットワーク化が進み、交通、情報通信等のネットワークが急速に進行していることから、本部と各支部、各県協会との間の構造についても情報化をフルに活用したネットワーク型組織を構築する必要がある。

このため、当面、支部長会議のあり方を見直し、問題指向的な情報、環境要因の変化、制度の改正、予算の動向等の情報や意見を交換する問題提起型の会議とする。

なお、地方の時代に対応し、ブロック支部長会議、ブロック内県協会長会議を随時開催して具体的な課題について協議し、解決に努力する。

——解 説——

総務委員会における全標協ビジョン案の検討審議の過程において、本部の機関・組織に関して特に支部長会議のあり方が問題となり、全面的に問い合わせられている。

支部については、平成4年4月3日各支部を従たる事務所として新設登記（定款改正）したことにより、支店の性格を持ち、支店の法律行為が全標協に帰属することから、支店で実質的に選任される支部長は、本部の常任理事又は理事を兼ねている。

支部の組織は、もともと当協会の事業目的を達成するため、

支部内の各県協会を通じて会員を協同集合させる構造であり、本部と各支部と各県協会との間はピラミッド型組織の形態となっているが、協会の事業目的を有利に実現するためには、それぞれの情報力と伝達力を高め、価値ある情報を相互に提供できる組織としてこれらをネットワーク型組織に転換させていくことが望ましい。

本来、ネットワーキングは共に話し合い、考えや情報を分かち合うことに意義があり、集団と集団との連携を生み出す意思疎通がネットワークである。したがって、ネットワーク型組織は情報を分かち合い、連絡を取り合うことを重要な目的とするものである。特に、21世紀に向けて環境の変化に的確に適合し、周辺の環境を多目的に促進するには各支部、各県協会が共通の認識をもって具体的な課題、方向性、取り組み方を協議していくことが重要となる。このような観点と、従来ややもすれば支部長会議の運営内容が理事会や常任理事会の（意思決定機関）の内容と似通っていることから、吉原の支部長会議の全面的見直しが問われたものである。

21世紀は地方の時代というよりは、いわば地方競争の時代が展開されることも心しておく必要がある。国土計画が昭和62年に取りまとめた第4次全国総合開発計画（昭和62年6月30日閣議決定）を見ると、ネットワークに関することが随所に次のように示されている。

- 交通については、幹と枝というツリー型がネットワーク型となる。
- 情報通信については、高度情報化の成熟と全国ネットワークが進む。
- 都市についても低密度分散型の発展と都市相互のネットワーク化が進む。
- 都市化の主役は地方都市であり、地方の中核都市プラスその周辺の市町村である。
- 国土管理面では人間と自然とが共生し、美しい国土づくりが進展し、共生ネットワーク型の国土利用が形成されていく。
- 国土利用に必要な社会資本投資については、維持管理投資と更新投資が主体となる。特に維持管理投資の比重が高まり、公共投資の伸びが次第に低下する。

そこで現在検討審議されている第6次交通安全施設等整備事業五箇年計画においても、拡大する広域交通に対応して隣接県の交通情報の交換ネットワークが一層整備され、標識・標示については、第5次五箇年計画に比べ道路標識の大型化、可変化、自発光式による「より見やすい道路標識」の採用や道路標示の更新時の高輝度化など各都道府県警察で標識・標

示の高度化により一層力を注ぐことが考察される。

21世紀には交通、情報通信などでネットワーク化が進み、多くの分野でネットワーキングによる情報の伝達と人間の交流が活発となるものと見られている。当協会の支部や県協会相互間も、コミュニケーションの充実、つなぎの強化による相互の情報交換をより一層留意する必要がある。したがって、支部長会議については、環境要因の変化、問題指向的な情報、制度の改正、予算の動向などの情報や意見を交換する場として、支部が手始めに各県内での情報や意見を収集し、支部長会議で問題を提起し、相互に検討することを中心に運営する。

なお、県協会側から見た場合、支部は地域グループの連合体的性格を帯びていることから、本部と各県協会が「共に感じ」、「共に知り」、「共に話し」、「共に行動する」ため、各支部単位又は数支部単位のブロック内の各県協会長会議を開催し、人間的交流を深めることもひとつのコミュニケーションシステムとしての施策となる。

2. 専門工事業における技能制度の充実

～路面標示施工技能士の資格認定の実現～

——要 約——

路面標示施工技能士についての建設業法上の資格認定の実現は、当協会にとって長年の懸案であり、新たな競争的環境の中で専門工事業としての施工技術を向上させ、技能制度の一層の充実を図り、他業種との評価格差を避け、当業界が健全に発展するための重要な課題となっている。

このため、当面、路面標示施工技能士の建設業法に基づく主任技術者としての資格認定について、その実現に向けて努力を傾注する。

同時に政策大綱で技能に応じた公的評価制度の整備方策のひとつとして検討されているいわゆる「基幹的技能者」についても当業界に有効に反映されるように努めるなど長期的視点で専門工事業としての技能制度の充実をシステム的に検討し、技術・技能重視の発注制度に対応できるように備える。

——解 説——

建設産業における新たな競争的環境の中で、今後、専門工事業がその地位を確保し、さらに発展していくためには、専門性の高い卓越した技術・技能を有し、技術面からの競争に耐え得るよう体質の強化を図ることが必要不可欠である。

平成7年1月15日以降入札契約制度改革の一環として経営中項審査の内容が変わり、技術力のウェイトが高くなつたが、路面標示施工技能士の資格制度が建設業法上認められていないため、そのことが当業界に十分生かされない。

路面標示施工は、昭和60年8月、労働省令により職業訓練法に基づく技能検定の職種として認められ、この路面標示施工技能検定の合格者は労働大臣から「路面標示施工技能士」の資格を付与されているが、平成6年度以降経済制度の改正により、建設大臣認定の法的資格を有する技術者の有無が企業の点数評価に大きく影響することから、路面標示施工技能士の資格を有する技術者を建設業法第7条第2号ハに該当するものとして建設大臣から認定されることを実現するよう最大の努力を傾注する。

また、政策大綱では、技能に応じた公的評価制度の整備として「技術者（生産現場で施工計画の作成、工種管理、品質管理、安全管理、原価管理を担当）と一般技能者（作業を担当）をつなぐ役割を果たし得る第三の資格類型として基幹的技能者（技能検定では評価できない現場作業管理を担当）を位置づけ、このため公益法人等が実施する技能審査のうち、技能振興上奨励すべきものを建設大臣が認定する制度の活用を検討する」との方針が示されている。

このような技能労働の職能変化が進んでくるなかで、路面標示施工業に限らず、道路標識施工業についても経営中項審査制度における技能者の評価において他業界に比べて不利とならないよう、今後「基幹的技能者」の政策審議に十分注目しながら、新制度が創設される場合には、乗り遅れがないよう対応するとともに、当業界の専門工事業としての位置づけを確保するために技能制度の充実について技術・技能重視の発注制度に対応できるよう部会・委員会でシステム的に対応していく必要がある。

3. 防護柵に関する調査研究課題の設定と推進

～高規格化への新たな動きに対応～

——要 約——

協会活動の公益性の増大と調査研究事業の一層の充実と活性化を図るため、防護柵に関する調査研究事業を推進するものとし事業の実施に当っては、専門工事業団体としての立場から施工面を中心に、あわせて高規格化に向けての防護柵設置要綱の改正の動向等にも配慮しつつ、次の調査研究を行う。

- ① 防護柵設置工事の設計・積算・施工マニュアルの作成
- ② 部材の重量化等による作業環境の変化に対応した安全管理指針の作成
- ③ 防護柵工事の機械化・自動化の導入に関する調査研究
- ④ 高強度化、重量化に対応した新工法に関する調査研究

——解 説——

防護柵の調査研究に当っては、マニュアルの作成等の業務上必要な基礎的調査研究を優先的に実施し、次に防護柵をめぐる新しい情勢に対応した施工技術に関する調査研究を行う

ものとする。

①については、設計・積算及び基礎工事からレールの取付けに至るまでの防護柵工事に関するマニュアルを作成する。

②については、防護柵設置要綱の改正に伴う部材の高強度化・重量化等による、作業環境の変化に対応した安全管理のためのマニュアルを作成する。

③については、工事の効率化、費用の低減などによる生産性の向上が、これからの経営戦略の重要な課題となることから、防護柵工事における機械化・自動化の導入について、その在り方、可能性等を検討し、必要に応じ機械メーカーとの共同開発を行う。

④については、高規格化に対応した効率的・合理的な新工法の開発について調査研究を行う。

4. セフティ・コミュニティゾーンへの参加

～企業の社会責任から地域社会への貢献をめざして～

—要 約—

21世紀に向けて交通事故、犯罪、災害などの身近な生活における危険から国民を守る安全確保対策が各地方自治体で総合的な対策として進められている。その一つに官民協調の下にセフティ・コミュニティゾーンを作るなどの地域総合安全対策といった新しい施策、大規模災害に対する危機管理施策等が推進されているが、こうした地域の安全対策に公益法人や企業のフィランソロピー（社会貢献）の立場から、支部や県協会が積極的に参加していくようとするものである。

—解 説—

犯罪や交通事故その他災害による危険が少なく生活の安全性が高いことは、豊かでゆとりのある生活の基本的な条件となるものである。こうした国民生活の安全を確保するため、交通事故、犯罪などの身近な生活における危険から国民を守る安全確保施策や大規模な地震、洪水等の災害に対応した危機管理施策が警察を中心に各地方自治体でセフティ・コミュニティゾーンとか安全モデル都市の形で21世紀に向けて総合的な対策が推進されている。

このような総合対策では、安全障害要因の社会的メカニズムや地域の環境的条件、構造的な背景についても多目的な分析が行われることから地域住民と一緒に安全を創る力（共創力）が必要である。交通事故防止対策面では大型灯火標識や自発光標識、高輝度な路面標示、シンボル標示等についてソフト・ハード両面の協力が可能であるので、各県協会、支部が積極的に参加していくことが今後重要となる。

また、大規模な地震、洪水などの災害に備えての都道府県警察の危機管理施策の中、災害時の避難、救助、復旧活動のための緊急交通規制に企業のフィランソロピー（社会責任・

社会貢献）として積極的に協力していく必要がある。

5. 産・学・官での共同研究の推進

～道路標識・標示の学術的研究を～

—要 約—

高齢化、技術革新、情報化、国際化の進展など時代の変化に対応して、交通管制システムや道路管理システムなどに関する標識・標示のソフトの開発、機能の高度化、成熟期における維持管理の合理化など未来志向型の道路標識・標示のあり方を専門的・学術的に研究していく必要がある。

このため、道路標識・標示に関する産・学・官での共同研究を大学における研究者（交通工学部門の教授・助教授）を中心とする中核的な研究グループに委託する事業を長期計画的に毎年度推進する。

—解 説—

21世紀の世明けを迎える今日、大学や国の試験研究機関等における交通に関する学術的研究は、安全運転教育に関するもの、信号機を中心とした交通流の研究、車両の安全性の向上に関するもの、その他心理学に関するものが急速に進められ、こうした研究が産・学・官の共同研究としてもかなり進んでいるが、道路標識・標示については交通工学分野でも遅れているところである。

21世紀に向けて高齢化、技術革新、情報化、国際化の進展に的確に対応するには、道路標識・標示について例えば、

○超高齢社会における標識・標示の視認性の向上（道路環境）

○信号制御・交通管制機能の高度化との関連における標識・標示の高度化

○国際化の進展に対応する道路標識の整合性

○都市景観上好ましい未来志向型の標識・標示

○道路標識・標示の維持管理の効率化・ソフト化

などをテーマにした専門的かつ学術的な研究を進めることができ将来的交通基盤整備の一環として必要視される。

これらの研究を従来のオリジナルな理論から学術的研究にまで高めるには大学教授等を中心とする研究プロジェクトチームに産・学・官での共同研究の形で委託する方法が好ましい。

このような委託研究を計画的に毎年度継続することは、中核的な研究機能が形成され、標識・標示の技術的振興に役立つえ、官公庁等の交通施策に活用され、同時に着実な事業化にも進展しうる戦略的研究としての意義がある。

6. 労働時間短縮実現のための条件づくり

～年間総労働時間1,800時間を達成するためには～

—要 約—

労働時間短縮は、個人が多様な選択肢を選び、自己実現を図

することができる環境を整備するものであり、企業においては生産性の向上に寄与し、人材確保の面からも有効で、労働者の生活基盤の形成と若年層の雇用促進、生産性向上を図るうえでの重要課題の一つである。

平成8年度末までの計画期間中に、年間総労働時間1,800時間を達成するためには、当業界の労働時間の実態を調査し、問題の所在の把握、環境条件の整備、発注者への要望等具体的推進計画を樹てる必要がある。

なお、積雪寒冷地等においては、特殊な条件があるので、変形労働時間制の活用、工事の省力化、効率化等格別の措置を講じながら労働時間の短縮を図る。

——解説——

労働時間の短縮は、労働者の日々の暮らしにおいて、ゆとり、健康の確保、余暇における多様な生活ニーズの実現などのための基盤を形成するものである。

特に、最近、若年層を中心に長時間労働による賃金増よりも余暇時間に対する選好が高まる傾向がみられること、労働移動の活発化などにみられる労働観の多様化、家庭や趣味を重視する傾向の強まりなど職業生活と家庭生活、地域生活との適切なバランスを望む人が増加している。

また、企業においては時短はこれを契機とした従業員の余暇の充実に伴うモラルの向上により生産性の向上に寄与するものである。なお、人材確保の面からも「時短」は有効であり、企業としても体质改善や発展の契機として積極的に取り組む必要がある。

労働時間の短縮は、建設業従事者の生活の質の向上と若年者の雇用の促進と安定を図るうえで、極めて重要な課題である。昭和63年(1988年)の労働基準法改正による法定労働時間の短縮などを背景に計画期間(1992~1996年度)中に週40時間労働制とすること、また、生活大綱五ヵ年計画(平成4年6月30日閣議決定)においても平成8年度末に年間総労働時間1800時間を達成させることが目標として定められていること、人材確保の点においてその占める比重が極めて高いことなどから、時短の問題は当業界としても真剣に取り組まなければならない重要な課題となっている。

このため、各企業においては、自社の労働時間の実態を正しく認識するとともに、時短の具体的推進方策の検討を進め、変形労働時間制の活用など業界の作業特性との調和を図りつつ、計画的・段階的に改善を進めていくことが必要である。

なお、時短を実現するためには、受発注条件の改革など短縮のための環境条件の整備が不可欠であるので、当業界の実

態を調査し、問題の所在を明確にしたうえで、工事発注の標準化、発注規模の拡大、適正工期の設定等について発注者の理解と協力を得ることが重要である。

また、積雪寒冷地等においては、気象条件により工事が一定の季節に集中するなど業務量の変動が著しく、労働時間管理が困難であるので、変形労働時間制の活用等により、業務の繁忙にあわせた合理的な労働時間を設定するなど裁量労働制を探るほか、機械化の導入、段取りの改善等により一層の工事の省力化、効率化を図り、生産性の向上に努めることが肝要である。

7. 高い倫理観の醸成

～倫理観と透明性の確保～

——要約——

標識・標示業は、公共事業に携わることから、企業活動には高い社会性、倫理観等が求められている。したがって、根幹となる建設業法や不公正な取引を禁止している独占禁止法を始めとする諸法規を厳格に遵守しなければならない。

このため、安易な価格競争のみに走ることなく、技術と技能をもって公正な競争を行なう建設業の基本的姿勢を確認し、当協会の独占禁止法遵守マニュアルや行動規範の周知を図るとともに、講習会、研修会を継続的に推進する。

——解説——

道路標識・標示業は、交通の安全と円滑に直結する交通安全施設の整備に携わる極めて公益性の高い業務であり、特に納税者が発注者である公共事業については高い社会性、倫理観が求められており、社会からのまなざしも一層きびしくなってきてている。

この点は、政策大綱においても、これから建設業は国民生活に直結する産業であり、納税者が発注者である公共事業については、高い社会性が要求されるとの認識にたって、事業の実施にあたっては、高い倫理観と透明性を確保することがこれから建設業に求められる条件の一つとしていることから明らかである。

また、企業の経営力及び技術力が正しく評価される公正な競争を確保するとともに、発注者や社会からの信頼性を損うことのないよう業務の実施に際しては、その社会的責任に鑑み、建設業法、独占禁止法、暴利法等の各種法令を遵守するなどの高い職業倫理の確立を図る必要がある。

このため、当協会で策定した「独占禁止法遵守マニュアル」(平成5年2月19日理事会決定)や「全国道路標識・標示業協会(会員)行動規範」(平成7年2月16日理事会決定)の周知を図るほか、法令遵守のための講習会、研修会を継続的に

推進する。

8. 受託事業の推進

～ノウハウの活用と技術的評価の向上～

—要 約—

当協会は、地方自治体等の委託に基づく、標識・標示等に関する調査研究事業は、当協会の主要な公益事業活動の一つであり、標識・標示の専門工事団体として多年にわたり蓄積したノウハウを活用し、行政の補完的業務の遂行について、関係行政機関等の要請に応えていくことは、当協会の存在価値と技術的評価を高め、また財政基盤の安定を図る観点からも必要な課題である。

今後、技術面での体制を強化し、協会全体の事業活動の中での均衡に配慮しつつ、受託事業の積極的な推進を図る。

—解 説—

当協会は、道路標識及び路面標示に関する研究開発並びに技術の向上を通じ、公共の福祉に寄与することを目的として設立されており、標識・標示に関する調査研究は、当協会の事業活動の中核を占める重要な業務である。

調査研究業務については、協会自らの判断と必要性により

行う自主的調査研究と国、地方公共団体等の関係行政機関からの委託を受けて行なう受託調査研究とがあるが、いずれも協会の公益事業活動の重要な一環をなすものである。

一方、関係行政機関の業務は、最近における経済社会の高度化・多様化の進展に伴い、年々複雑化、多様化しつつあり、このような状況の中で、公益法人として行政の補完的業務の遂行について積極的に支援協力し、関係行政機関の期待に応えていくことは、当協会の存在価値と技術的評価を高めるうえで、また協会の財源対策の観点からも必要な課題であり、今後、執行体制を整備し、受託事業を積極的に推進することが必要である。

なお、受託事業の実施に当っては、調査研究成果の信頼性を確保するため、いたずらに量的拡大を図り成果品の複雑化を招くことがないよう留意し、他の協会事業との業務量のバランスを考慮した適正な事業規模の範囲内で行なうよう配慮することとする。

(社)全国道路標識・標示業協会（会員）行動規範

(平成7年2月16日 平成6年度第5回理事会決議)

(社)全国道路標識・標示業協会は、道路標識・路面標示工事業を通じて豊かさの実感できる社会资本整備に貢献するとともに、技術と経営に優れた企業に伸長し、新たな行動理念のもと道路交通の安全かつ円滑化に寄与するという社会的使命を担っている。

当協会及び会員は、企業倫理の確立を図るとともに、時代の流れに対応した活力と魅力ある建設産業としての社会的評価の確立に向け、その事業活動が国民の疑惑を招くことのないよう適正化に努めなければならない。

ここに、(社)全国道路標識・標示業協会（会員）行動規範」を定める。

1. 国民の信頼を確保しつつ業界が健全な発展を遂げるため、事業の実施に当っては、高い倫理感と透明性の確立に努め、また技術・技能の向上、経営基盤の強化等を促進して生産性の向上を図り、良質な建設生産物の提供に努める。

2. 高齢化社会の進展、就業人口の低減等による今後の労働力不足に対応すべく、人材の確保・育成を図るとともに雇用・労働条件の改善を進め、活力と魅力ある建設産業の実現に努める。

3. 事業活動の節度ある行動を推進するため、合理的な生産システムの確立に向けて、元請・下請間の適正な契約の締結

および役割・責任の明確化を図り、健全な建設市場の形成に努める。

4. 公正で自由な市場競争を確保するため、単なる利潤追及や売上至上主義、経営を疲弊させる低価格受注等の過当競争を排するよう努める。

5. 独占禁止法が自由経済社会において企業が守るべき基本ルールであることを深く認識するとともに、独占禁止法公共入札ガイドライン及び当協会の独占禁止法遵守マニュアル等を積極的に活用し、入札の公正、公平を阻害する行為の禁止について、企業内の周知徹底を図る。

6. 政治的活動に係わる寄付等を行う場合は、政治資金規制法、公職選挙法等の関係法例を遵守し、かりにても自社の利益を目的として政治・行政との不透明な接触を図るなど社会から誤解を招くことのないよう留意する。

7. 会計処理を適正に行うため内部監査制度の一層の充実を図り、全ての金銭出納に対して、その請求及び領収の証拠書類を完備するよう努める。

8. 事業活動を行なうに当っては、関係法例の遵守は勿論のこと、暴力団からのあらゆる要求に対しては、断固としてこれを拒否するとともに、企業の暴力団対策マニュアルの普及啓蒙、暴力団対策責任者の明確化、連絡管理体制の整備などに取り組み、排除対策に努める。

全国道路標識標示業厚生年金基金の設立と現況

厚生年金基金制度は、加入員の老齢について公的年金に上積みして給付を行い、老後の生活基盤の安定と、福祉の充実を図るため昭和41年に創設され、現在では、基金数1,878、加入員数1,200万人となっている。

当協会においては、昭和60年1月の第3回常任理事会において厚生年金基金制度の検討を議決し、昭和63年5月の第13回通常総会において、基金設立が議決された。昭和63年11月に基金設立準備委員会(委員長、雜賀武氏)を設置し、基金設立に向かって着々と準備がすすめられ、また、平成2年4月1日、厚生大臣の認可により初代雜賀武理事長のもと事業所数183社加入員数5,089名をもって発足した。

1. 加入員の適用状況

平成2年以降毎年度、会員で基金未加入の各社を対象にリーフレット等により加入勧奨した結果、平成7年12月末では、加入事業所数244社(設立当初より61社33%増)加入員数は、男子5,662名、女子1,142名、合計6,804名(設立当初より1,715名、34%増)となっている。加入員の平均年齢は40.1歳(男子40.4歳、女子38.5歳)となっている。

2. 年金資産

平成7年12月末の年金資産は、50億5百万円(信託資産30億7千3百万円、保険資産19億3千2百万円)となって

いて順調に積み立てられている。

3. 年金給付

平成7年12月末の第2種退職年金の受給権者は592名、年金額は5千8百万円となっていて、1件当たりの平均年金額は9万8千円となっている。

4. 福祉施設状況

平成6年4月から結婚祝金、死亡弔慰金(1件当たり2万円)を、平成7年4月から、児童就学・中学校卒業祝金(1件当たり1万円)を実施している。平成7年4月から12月迄の結婚祝金の件数は92件、死亡弔慰金13件、児童就学金172件、中学校卒業祝金187件となっている。その他の福祉事業として、結婚式場割引利用制度、契約葬祭業者の斡旋、年金住宅資金融資制度を実施している。

また、広報関係としては、年4回「基金だより」を発行、加入員全員に配布している。

5. 基金の課題

基金の発展育成は、健全なる年金資産の運用と、加入員の増加が両輪である。年金資産運用については、自主運用を大いに取り入れた規制緩和の措置がとられ、運用の拡大が図られている。一方、加入員の適用拡大については、鋭意努力をしているところである。従業員の活力ある老後生活を築くためにも会員の基金加入を望むものである。

全標協厚生年金基金組合員数の変遷



あとがき

社団法人 全国道路標識・標示業協会は、平成8年4月1日、創立20周年を迎えたので、これを記念して「全標協20周年記念誌」を発刊することといたしました。

このため、平成7年9月開催の総務委員会において「20周年記念誌編集委員会」の設置が決定され、編集委員として熊野副会長の総括のもとに下記のメンバーが指名され編集作業に当たることになりました。

本書は、創立以来今日に至るまで、協会事業の充実と発展をめざし懸命に歩んできた当協会の変遷と活動の姿を、最近の10年間にポイントをおき、主要なものについて取りまとめたものです。平成7年10月以降約半年に及ぶ編集作業を経て、このたび発刊の運びとなりました。不備の点もあるかと思いますが編集委員一同が全力で作成いたしましたので、これに免じ何卒お許し頂きたいと存じます。

おわりに、本書の企画編集に当たり、多大のご尽力とご協力を賜りました歴代会長、役員各位及び各支部の皆様に深く感謝の意を表します。

本書が、業界の一層の発展に寄与するとともに、当協会に対するご理解を深めて頂くため、いささかなりともお役に立てば、関係者一同これに過ぎる喜びはありません。

平成8年5月

20周年記念誌編集委員会

総括 副会長 熊野 志郎

委員長 理事 藤井 稔久 委員 専務理事 柳井 洋蔵

委員 常任理事 前山 義彦 委員 専務理事 小手澤照二

委員 韶光建設 越後 次朗 委員 総務部長 大村 正一

全標協20周年記念誌

平成8年5月 発行

発 行 社団法人 全国道路標識・標示業協会

〒102 東京都千代田区麹町4-2-6

第2泉商事ビル3階

電話 (03)3262-0836

編 集 全標協20周年記念誌編集委員会

制作・印刷 株式会社 日本創研

〒103 東京都中央区東日本橋2-8-11
